The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	宋代「検文書」攷 : 「宋西北辺境軍政文書」の性格
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2012, 52, p. 33-90
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/23268
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

宋代「検文書」攷——「宋西北辺境軍政文書」の性格(1)——

赤木崇敏

はじめに
一　「検文書」テキスト
（1）鄜延路第七将
（2）録文・和訳
二　宋代官司の文書処理手続きと「検文書」
（1）「検文書」の書式
（2）「検文書」の機能——孫継民・陳瑞青説の再検討——
（3）官司内の文書処理手続き
三　「宋西北文書」の性格
おわりに

はじめに

副題に掲げた「宋西北辺境軍政文書」（以下、「宋西北文書」と略す）とは、ロシア科学アカデミー東方文献研究所に所蔵される、北宋最末期～南宋最初期の官文書一〇九点の総称である。[2] 二〇世紀初頭にモンゴリアから北チベットまでを踏査したロシアの探検家コズロフは、一九〇九年にエチナ河下流域にある黒水城（カラホト）遺跡（現内蒙古自治区額済納旗）で西夏時代の文物を大量に発見したが、その中に宋代官文書の紙背に印刷された二点の西夏語韻書『文海』（所蔵番号Инв No. 211）と『文海雑類』（Инв No. 213）が含まれていた。この官文書こそが「宋西北文書」であり、現在は『文海』・『文海雑類』の葉数に従い1から109までの下位番号が付されている。以下、本稿では文書番号の表記にこの下位番号のみを用いる。

現存する宋代官文書については、宋～明代の漢籍の紙背文書を網羅した竺沙雅章氏の研究にその大要がまとめられており、また一部の原文書についても上海博物館蔵宋刊本『王文公文集』の紙背文書を収録した『宋人佚簡』により、実例の鮮明な図版を容易に閲覧できる。[3] しかし、それらの多くは江南・淮南・淮西地域のものであり、何より宋代官文書の絶対量は前後する唐・元代のそれと比べ圧倒的に少ない。この点において「宋西北文書」は、内容が西北辺境の陝西地域の軍事関係に限定され、しかも一一一八年（北宋政和八年）～一一三一年（偽斉阜昌二年＝南宋紹興元年）という至極狭い期間のものではあるが、宋代官文書の実例数を増やしてくれる史料群であり、その価値は極めて高い。

一方で、中央アジア地域（東トルキスタン～河西回廊）出土の漢文官文書を見渡した場合、四～八世紀に史料の集中するトゥルファン出土文書、七～八世紀のクチャ出土文書、八～九世紀のコータン出土文書、五～一一世紀初頭及び一三～一四世紀の敦煌文献（特に九～一〇世紀に集中）、一三～一四世紀の中国内蒙古自治区蔵カラホト出土文書などが代表例だが、一一～一二世紀が空白となっている。これに対し、一二世紀前半に集中している「宋西北文書」は、年代的に他の史料群の欠を補うものとしても注目されるのである。また、筆者が現在取り組んでいる唐代文書行政の解明という観点からすれば、唐代の官文書や情報処理・伝達のシステムが如何に宋～元代へと継受されていくか、その過程を探る上でもこの史料群は看過できない。

この「宋西北文書」については、一九八四年にメンシコフ氏が「宋西北文書」を含むロシア科学アカデミー東方文献研究所所蔵の漢文

資料の目録を発表して以来その概要は夙に知られていたが、(4) 簡潔極まる内容紹介やわずかな古文書学的情報のみでは文書の本格的利用は不可能であり、かつ当時の国際情勢のために原文書調査も困難であった。しかし、二〇〇〇年に出版された『俄蔵黒水城』第六巻に全写真が収められ、また巻末に「叙録」としてメンシコフ（孟列夫）・蔣維崧・白濱諸氏による一〇九点の解説と録文が付されたことで、ようやく「宋西北文書」を覆っていた厚いヴェールは取りさられ、本文書群を利用した研究が近十年に急速に進められたのである。そのうち特記すべきは、まず近藤一成氏を代表とする早稲田大学の研究班による裁判案件の訳注である［「訳注」（一）～（三）、近藤二〇〇五］。取り上げた史料が全一〇九点のうち三五点のみとはいえ、「宋西北文書」に集中的に取り組んだ先駆的業績で、詳細かつ平易な訳注により文書から窺える陝西地域の軍事態勢の詳細を我々に提示してくれるとともに、「宋西北文書」に関する基礎情報の整理を行っている点でも有用である。次に孫継民氏による全文書の録文の改訂と編年整理［孫継民二〇〇九］は、「宋西北文書」の利用をより簡便なものとし、その功績は大きい。本書には、彼と彼の指導した若手研究者らによる専論を一二本収めており、現時点における「宋西北文書」唯一の研究書でもある。

ところで、「宋西北文書」に対する先行研究は、典籍史料中からは窺えない宋代辺境防衛体制や抗金・西夏戦の子細、法制史の観点による軍糧支払いの不正事件に関する裁判案件への考察など、文書の内容面からのアプローチが主流であった。また、文書内容の読解についても、特に我が国で実績のある宋元代の吏牘文研究や元代文書学（書式論）の手法が援用されており、内容の把握に一定の成果をもたらしている。しかしその反面、現在では所蔵機関での史料閲覧が可能となっているにもかかわらず、先学はほぼいずれも既刊の図録に依拠しており、唐代官文書研究が得意とする古文書学的なアプローチ――原文書の調査に基づく伝来論、形態論、書式論、機能論的分析――は手つかずといってよい。そしてそれが故に、内容や性質など文書の根幹に関わる解釈に大きな誤解がしばしば生じていることを痛惜したいのである。

そこで本稿では手始めに、孫継民・陳瑞青両氏(5)によって「公文書の草稿」と名付けられた一連の文書を取り上げて、これに古文書学的分析を加えることにより、文書群の内容・性格を再分析するとともに、官司に到来した官文書の事務処理手続きについても検討したい。この文書群は、冒頭に「検」の一字を大書することを特徴とするが、「検」は文書の機能と大きく関わっている用語でもある。そのため、本稿ではこの文書群を「検文書」と呼びたい。まず「検文書」全八件のテキストを提示し、次に文書の機能や宋代官司の文書処理

手続きについて分析する。そして最後に、この考察結果をもとに、「宋西北文書」そのものの性格や来源――反故紙となった官文書は何処に集積されそして如何にして西夏側が入手したか――の問題を取りあげる。以上をもって向後の文書研究の基礎作業としたい。

一　「検文書」テキスト

（1）鄜延路第七将

一一世紀より宋夏戦争の最前線であった陝西地域は、一一二五年（北宋宣和七年）に金が遼を滅ぼした後に対宋戦を開始したことによって新しい局面を迎え、西夏・金による争奪戦の対象となった。そして一一三〇年（南宋建炎四年＝偽斉阜昌元年）より始まる金軍の総攻撃は、ついに一一三一年（南宋紹興元年）正月に陝西のほぼ全域を金の占領下に置き、さらに同年一一月には金によって冊立された劉豫の斉国（偽斉）に編入せしめた。[6]「宋西北文書」は、陝西地域をめぐって宋・金・西夏の三国が激突した時代の様相を伝えるものであり、日付が残っている六二点のうち五七点は対金戦が本格化する直前の一一二五～一一二八年に集中している。

宋は、陝西地域に東より順に鄜延路・環慶路・秦鳳路・涇原路・熙河路の五つの軍事路を設け、それぞれに経略安撫使を置いて管轄せしめた。このうち鄜延路経略安撫使は、鄜延路の行政府である延州（後に延安府に改称）に使司を置いて知延州（知延安府）を兼任した。「宋西北文書」中には、鄜延路経略安撫使司、延安府、鄜延路の馬歩軍を統括する都総管司、鄜延路下の行政区画の一である保安軍、保安軍に属する下部単位である徳靖寨や金湯城など、鄜延路にあった諸機関の名前が登場するが、既に近藤一成氏や孫継民氏らが指摘しているように、文書の大半は鄜延路経略安撫使の指揮下にあった第七将と呼ばれる軍事機関に関するものである。[7]将とは、将兵制下の軍事単位であり、鄜延路経略安撫使の麾下には一〇以上設置されていた。[8]第七将の所在地は、李昌憲氏が他の将との位置関係から延州金明寨に推定しており、また近藤氏は「宋西北文書」の11番文書の記事から保安軍またはその管轄下にあった金湯城に、さらに楊倩描氏も関連する文書が多いことから保安軍に比定している。[9]将には、指揮官たる将官のもとに馬歩軍や郷兵、蕃漢からなる弓箭手など実戦部隊が配属され、彼らは指揮と呼ばれる部隊に編成されるとともに、副将・部将・隊将など諸将の指揮下に置かれた。また、典籍史料には明記されていないけれども、「宋西北文書」を見る限りでは、このほかに「押教曹案」「兵案」などの部局が置かれ、「曹司」「将司」「族

司」「統制司」「攢司」などの吏員が事務処理や兵卒の管理を行っていたようである。これから取り上げる八点の「検文書」も、実は全て第七将に属する文書ばかりである。

ところで、「検文書」の紹介の前に、「宋西北文書」の古文書学的基礎情報を少しばかり述べておきたい。宋代官文書の料紙の規格は縦一尺（三〇・七cm）×横一尺半（四六cm）、一〇世紀の敦煌文献の実例では縦三〇～二cm×横四二～三cmが多い。だが「宋西北文書」は、西夏語韻書『文海』『文海雑類』を印刷するためにいずれも天地左右を若干裁断して寸法を縦約二九・五cm×横約三七・五cmに整えられており、このため文書の上下左右端に文字の欠落がしばしば認められる。多くの文書には、日付の上や料紙の左右端に朱印や墨印が押されているが、特に朱印は印泥の滲みが激しくその印文の判読は困難である。また官文書は、料紙を貼り継ぐ際に、紙縫をまたぐように作成者が自署或いは官印を押すのが通例となっている。したがって料紙の左右どちらかの端に印影の残っている文書は、本来別紙が貼り継がれていたと推測されるも、先述の如く料紙の左右端は裁断されているために紙縫そのものは残っていない。

さて、以下ではまず、孫継民・陳瑞青氏らが文書冒頭に「検」字を持つものとして取り上げた四点の文書（A～D）の録文と和訳を付し、併せて先行研究の紹介と文書内容の解説を行いたい。続けて、筆者が形式・機能ともA～Dと一致すると認めた四点（E～H）を同様に引用する。A～D、E～Hはそれぞれ年代順に配列してある。また、各文書の表題については既に「叙録」、孫継民二〇〇九にそれぞれ定名があり、特に最新の研究成果を踏まえた後者が詳しいが、諸氏の定名には内容・文書書式の誤解が少なからず見受けられるため、本稿では採用しない。なお、録文は原文書調査に基づくが、先行研究との字句の異同については各行の下に注記した。

（2）録文・和訳

A．72＋32　　叙＝「叙録」　孫＝孫継民二〇〇九

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、一九五、二三五頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録No.三一六―三（一）（二）、「叙録」五二、五六頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三五〇―三五二頁、孫継民二〇〇九、六一―六二、一三八―一三九頁。

〔録文〕

(72)
1 檢
2 據所差人繳連取到　副将
3 公文云〃。
4 右、本将契勘、所差人于安至今
5 未見勾押保捷弟(第)二十一指揮曹
6 案宋千到将、王順縁今来不
7 住。承准
8 統制　團練牒、催促團結策
9 應人馬、甚是緊切。除已勾到、唯
10 有保捷弟(第)二十一指揮押教曹案
〔後　欠〕

(32)
〔前　欠〕
1 〔　　〕
2 □□□(候)到、請□□(問)根将保
3 捷弟(第)二十一指揮押案(教)曹案、具□
4 名下、分付与所差人監押前来
5 本將、以憑勒令供攢隊仵施
6 行。不請依前住滞、免致澤等
7 誤事。并出引差人勾押
8 教曹案并先前差人于安。

右端に別紙片貼付。

根：㊫は「根」の下に「逐」を補うが、「逐」には衍字記号あり。

押案：㊫判読せず。㊫押教。

出：㊫「王」、㊫「出」。

72

32

9　「三件、牒副将勾追保廿一曹級、供攢文　　この行は別筆・朱筆。
10　宣和七年正月　日。張澤　検。　　検：㊀「令」、㊁「検」。
11　字」。　　この行は別筆・朱筆。
12　「十一日」。［　　］　　この行は別筆。

〔和訳〕

検した。

派遣した人物が書類を取りまとめて問い合わせた副将の公文書によれば、云々とあった。

右［のことがらにつき］、本将（＝第七将）が取り調べたところ、派遣者の于安は、今に至るもいまだ保捷［軍］第二十一指揮［押教］曹案の宋千を出頭させて護送し第七将に到着させていないし、王順は現在も不在である。受領した統制［官兼］団練［使］の牒式文書によれば、［統制団練は環慶路への］援軍[10]の兵馬を集め送るよう催促しており、この件は極めて急を要するという。すでに出頭させた者のほかは、保捷［軍］第二十一指揮押教曹案［の宋千・王順］のみが……。

［　中　欠　］

……を待ってから、保捷［軍］第二十一指揮の押教曹案［の宋千と王順］を尋問し、その……所属等を明らかにし、［彼らをそれぞれ］派遣した人物に割り当てて監督護送し本将へ来させて、証書によって統制し部隊を集め送り施行するよう御願いする。以前のように留まり続けることの無いようにし、［張］沢らの過失とならないようにされたい。あわせて派遣者を出頭させて押教曹案［の宋千・王順］と以前に送った派遣者の于安を取り押さえられたい。

［三件につき、［第七将の］副将に牒式文書を出して、保［捷軍第］廿一［指揮］の曹級[11]（＝宋千・王順）を出頭させ、文書を集め送れ］。

宣和七年正月　日。張沢　検した。

「十一日」。

「叙録」や孫継民二〇〇九は内容や筆跡の一致から、72と32は同一文書の前半と後半部分と判断しており、筆者も彼らの説を採用した

い（ただし両文書は直接には接合しない）。図版では72の右端に九〇度横に回転した文字が五文字分写っているが、これは短冊状の別紙が貼り付けられたもので、72の本文に全く関係は無い。また32は、「叙録」、孫継民・陳瑞青二〇〇六、孫継民二〇〇九とも行数を一一としているが、料紙右端下部には文字の残画がわずかに見えており、全部で一二行ある。32の九・一一・一二行目は、本文と別筆（九・一一行目は朱筆）の判辞（処決文）と日付である。他の「検文書」は文末の日付の上に朱方印が押されているが、テキストA・Bには確認できない。次章でも詳述するが、孫継民氏は「検文書」のみならず「宋西北文書」全てにおいて、このような本文の最後にある別筆の判辞、日付、押字（署名）さらには日付上に押された朱方印までも発信責任者の手によるものと考えている。しかし、32の九・一一・一二行目は、正しくは受信者による案件の処決文と受領日と見なすべきである。

72の二・三行目に副将から公文書を受け取ったとあるが、本テキストはその文書の内容に関する調書である。ここでは、統制団練からの命令を受けた将が部隊を整えて送り出そうとするも、宋千や王順の部隊が未到着であり、かつ彼らに伝令し将へ連れてくるはずの于安なる人物も帰着していないため、以上の三人を出頭させるように要請している。32の九・一一行目は、それに対する受信者の判辞であり、ここにある「三件」とは、宋千・王順・于安の三人をそれぞれ出頭させる事案を指している。そもそもの命令を下した統制団練が具体的に誰を指すかは判然とせず、また于安や宋千についても他の文書に現れないが、王順については次掲のテキストBから、宋千と同じく禁軍の一である保捷軍所属の第二十一指揮の押教曹案なる部局[12]に所属する人物と判明する。また、同年の正月七日に策応環慶路軍馬から第七将に宛てた牒式文書（61）[13]、或いは同年正月二七日に第七将が受領した、援軍の装備品以外の兵器に関する副将からの報告書（75＋52）[14]があることから、ここに見える将が第七将を指しているとわかる。[15][16]

さて、32の一〇行目の張沢は、8（九行目）、21（九行目）、25（テキストB九行目）にも文書作成者として登場し、21では将司の肩書きを有している。この将司は、将兵制における将の官司と考えるのが一般的であり、孫継民氏もこれを第七将の官司とするが、「訳注」（三）、一八八頁が正しく指摘するとおり、「宋西北文書」中の将司は第七将に勤務する吏員と見るべきである。宋代では、州県城塞に勤務し徴税や刑獄を担当する吏員を曹司と呼ぶが、「宋西北文書」中には曹司以外にも「族司」「統制司」「攢司」が人名の直前に現れ、さらに「…司」に出頭を命ずる（勾追）ケースが散見されるため、明らかにこれら「…司」は役職名と見るべきである。

B. 79＋38＋25

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、一八八、二〇一、二四二頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録№三一六―四、三一六―二九（一）（二）、「叙録」五一、五二、五七頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三五三―三五四頁、孫継民二〇〇九、四九―五〇、七三―七四、一五二―一五三頁。

〔録文〕

(79)
1　檢
2　契勘、本将先牒彼勾追諸軍族
3　押教曹案族司、供攢策應人馬
4　隊仵、除已發遣到将見勒供攢
5　外、有下項人不到。須專行遣。
6　廣鋭前保捷兩指揮曹司王
7　青、於解状内有姓名、不見到
8　将。王順、
9　保捷弟（第）二十一指揮押教曹案解
10　状内並無姓名、亦不見發遣到
11　将。

〔後　欠〕

(38)
〔前　欠〕
1　右、本将契勘、今来不住。承准
2　統制　團練牒、催促團結策應

兩：叙「南」、孫「兩」。

79

3 環慶路人馬、甚是緊切。已再差人
4 齎牒前去、今再牒　副将、候到請
5 不轉時出憑、将前項示指揮押教
6 曹案、分付与差去人監押前来、
7 以憑勒令團結人馬施行。不
8 請稍有違滞。如廣鋭前保捷
9 兩指揮曹司王青、別有事故
10 即日不去彼處、即請別行於□
〔後　欠〕

(25)
〔前　欠〕
1 如今齎前合用照憑公案、□(旦)
2 夜監押前来、以憑勒令團結
3 人馬、准備寅夜不測、勾抽使
4 喚、免遅誤。仍希
5 公案並出引差人、及再切攢
6 司蘇均・楊昭催團結隊
7 仵依前。
8 **「三件牒副将依勾押教曹案」。**
9 宜和七年正月　日。張澤　□。
〔後　欠〕

不：孫は「不」の上に「如」を補う
が「如」には衍字記号あり。
兩：叙「南」、孫「兩」。

□(旦)：叙孫は「是」と復元。

この行は朱筆。

38

25

〔和訳〕

検した。

取り調べたところ、本将（＝第七将）が以前に現地に牒式文書を送って諸軍・諸族の押教曹案［に属する］族司[17]を出頭させ、援軍の部隊を集め送らせたが、すでに派遣させて将（＝第七将）に到着し現在［統制団練へ］集め送った者以外に、下記の者が［第七将に］到着していない。とくに処置すべきである。

広鋭・前保捷両［軍］の指揮の曹司たる王青は、解状に姓名があったものの、現在将に到着していない。

王順、保捷［軍］第二十一指揮の押教曹案［の所属者］は、解状に姓名が無く、現在派遣されたものの将に到着していない。

［　中　　欠　］

右［のことがらにつき］、本将が調べたところ、［前出の二名は］現在も不在であった。受領した統制［官兼］団練［使］の牒式文書には、環慶路に分遣する兵馬を集め送るよう催促があり、極めて緊急を要するという。すでに再度人を派遣し牒式文書を持たせて行かせたが、今もう一度［第七将麾下の］副将に牒式文書を送り、［文書が］到着するのを待ってからすぐに証明書を出して、前項に示した指揮の押教曹案［の所属者］を、派遣した人物に割り当てて監督護送し来させて、証明書によって統制し兵馬を集結させるよう施行されたい。些かも違反・遅延があってはならない。もし広鋭・前保捷両軍の指揮の曹司である王青が、別に事故があり、当日に現地を出立しなければ、即座に別途……に行くようにされたい。

［　中　　欠　］

……今、証拠や調書を持って、日夜監督護送し来させたならば、証明書によって統制し兵馬を集結させ、深夜や危急の際にも準備させ、徴兵・呼集し、遅滞や過失が起きないようにされたい。さらには、調書によって全て派遣者を出頭させて、再び攢司の蘇均と楊昭催に部隊を集結させ、以前のごとくされたい。

「三件につき、［第七将の］副将に牒式文書を送って、押教曹案［の族司］を出頭させよ」。

宜和七年（一一二五）正月　日。張沢　□。

先行研究では38が79の続きであることは指摘されているものの、25を含む三点が同一文書であることには言及されていない。しかし筆致や内容から、25が38の続きにあたることは疑いない。25の八行目の朱筆判辞は本文と同筆で書かれており、テキストAの判辞とは明らかに筆が違う。

テキストBは前掲のAと同じく宣和七年正月に張沢によって作成された文書であり、また統制団練の命令を受けて環慶路に派遣する部隊のうち、まだ参集していない者について処分を求めるなど、内容的にも関連している。本文書は日にちが明記されていないものの、「再牒副将」（38、四行目）「再切攢司蘇均・楊昭催團結隊仵依前」（25、五～七行目）のように部隊編成について再度関係者に指示を与えていることから、テキストAよりも後に作成されたと考えられる。79と38の文書内容について孫・陳氏は、環慶路に送る派遣部隊を集結させよとの統制団練からの牒式文書を受け取った第七将が、王青・王順の二名がまだ第七将に到着していない事を統制団練使に報告した牒式文書と解釈する。ただし、25まで含めて検討すれば、王青・王順の出頭と、攢司の蘇均・楊昭催による部隊の集結を、第七将の吏員である張沢が要請しているのであり、孫・陳説のようにこの宛先が統制団練であったと断定するのは難しい。文書の受信者については次章で詳しく検討したい。

C．9＋30

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、一七二、一九三頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録№三一六―三五（一）（二）、「叙録」四九―五〇、五二頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三四九―三五〇頁、孫継民二〇〇七＝孫継民二〇〇九、三三四―三三五頁、孫継民二〇〇九、一六―一七、五八頁。

〔録文〕

(9)
1　檢
2　准　經略　使牙(衙)劄子云云。
3　右、契勘先准

4　使牙(衙)劄子指揮、亦為上件事
5　理、本将尋下小胡等族勘會到、
6　並無趕捉到逃背人。曽經推
7　恩之人躰例。今伏保明是實。
8　詣實文状在案。本将已於正
9　月十二日具状申
10　［　　］

（後　欠）

(30)（前　欠）

1　今申
2　經略　使牙(衙)。
3　「二件、申經略牙(衙)無捉獲逃
4　　靖康元年正月　日。呉湛　□(一?)。
5　背人、推恩例事」。
6　　「　　」
　　「二十七日」。（押字）
　　「　　」

〔和訳〕

検した。

受領した経略［安撫］使の官衙からの劄子（緊急時の下達命令文書）に云々とあった。

右［のことがらにつき］、以前に受領した［経略安撫］使の官衙からの劄子にある指示を取り調べ、また上件の理由のために、本将

會：㊀「合」、㊁「會」。
到：㊀は移録せず。

この行は朱筆。

この行は朱筆。

9

30

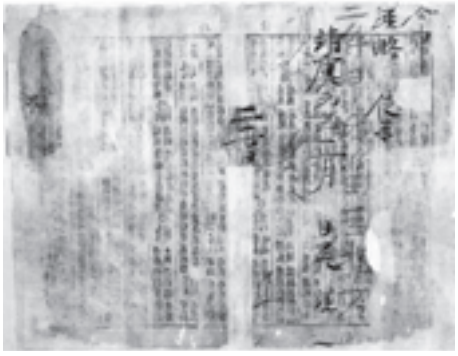

（＝第七将）はまもなく小胡などの諸部族に［命令を］下して調査し終わったところ、「いずれも逃亡者を追跡・捕捉しませんでした。またかつて恩赦を下した慣例がありました。今謹んでこれらが事実であることを保証いたします」とのことであった。事実と符合するか確認した文書は調書にある。本将はすでに正月十二日に子細に書面にて……に上申した。

［　中　　欠　］

今、経略［安撫］使の官衙に上申されたし。

「二件につき、経略［安撫使］の官衙に、逃亡者を捕獲しなかった［件］、恩赦の事例のある件を上申せよ」

靖康元年（一一二六）正月　日。呉湛　□。

「二十七日」。 （押字）

筆跡の一致から、「叙録」はこの二点を同一文書の冒頭と尾部と見ており、孫継民二〇〇九もこれに従っている。印影は30の六行目の日付上に一箇あるのみで、他には確認できない。本文書の筆致は「宋西北文書」の中でも特に稚拙である。この書き手である呉湛は、後掲のテキストE・Fそして92（第三章参照）にやはり文書作成者として名前が見えるが、実は本文書とそのほか三点とでは筆が異なっており、同名異人と考えられる。30の三・五行目は朱筆による判辞だが本文と同筆で記されている。次章で詳述するように、「検文書」末尾にある判辞は文書の受信者が記すものであるから、恐らくこの書き手の呉湛は将の一部局の長であり、自身の属する部局に文書を提出しそして自ら受理・処決したと想定される。

「宋西北文書」中に直接関係する文書が見当たらないために事件の背景などは一切不明だが、本文書は鄜延路経略安撫使（一一二六年時点では任諒または張深）[18]からの命令を受けた将が、小胡族などの諸部族に逃亡者に関する問い合わせを行い、その回答が9の冒頭に引用されている。また、文書の起草者である呉湛はこの回答内容を経略安撫使に報告するよう要請しており、そのとおり実行せよという判辞が下されている。小胡族は鄜延路第七将に属する徳靖寨の下に置かれた蕃族の一で、ここには小胡族を筆頭に一九族が置かれたという[19]から、本テキスト中に現れる将は第七将を指すと見てよいだろう。孫継民氏は、30の一～二行目「今申經略使牙」という一文から、文書

の宛先を経略安撫使司としているが、筆者はこれを経略安撫使司に文書を送るよう本文書の受信者に要請している文言と判断した。なぜならば、この「今＋文書書式＋宛先」という文言はD～Hにもあるが、このうちD・Fの末尾には受信者によってその「宛先」へ文書を送るよう判辞が添えられており、文書の受信者と件の「宛先」とは別々の存在であることが判明するからである。

D・102

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、二六五頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録No.三一六―五九、「叙録」五九頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三四四―三四八頁、孫継民二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三二六―三二七頁、孫継民二〇〇九、一九三―一九四頁。

〔録文〕

1　檢　「　」　墨印印影あり。
2　今月初四日申時後准初三日　時：㊥㊦「牒」。
3　經略　待制劄子云〃。
4　一、今帖差人仰。准此。立便前去通慶城、
5　勾追董承節并元官押去。馬
6　歩軍、各帯随身衣甲器械、盡數官押、星火前來趕　各帯随身衣甲器械：6行目右に加筆。
7　趁本将。立等前去本将界首、等接
8　經略　待制施行。不管稍有違滞。
9　一、本将差人追奪董承節并元官　差人追奪：㊥㊦とも移録せず。
10　押去。照管邊面人馬前來赴本将　元官：㊥は移録せず。
11　去路。今牒　通慶城、請照會
12　及申　劉太尉・劉團練。

102

13　右、各依此。

14　「**四件、牒通慶城・董承節等**」。　　この行は別筆・朱筆。

15　　建炎二年十二月　日。潘定。

16　「　　」
「**初四日**」。 （押字） （押字）　　この行は別筆。
「　　」

〔和訳〕

検した。

今月初四日の申時（午後四時）の後に受け取った初三日の経略［安撫使兼龍図閣］待制［の王庶］の劄子に云々とあった。

一、「今、帖式文書を出して人を派遣し申し伝えよ。このとおりにされたい」。「ただちに通慶城へ［人を］派遣して、董承節および元の官押（＝護送官？）を出頭させよ。馬歩軍は、各自従者に甲冑・武器を携帯させて、悉く監督して、至急前進させて本将（＝第七将）へと赴かせよ。ただちに本将の境域へ来たら、経略待制（＝王庶）のご処分を待て。些かの違反や遅延があってはならない」。

一、「本将は人を派遣して董承節ならびに元の官押を取り押さえよ。辺疆の人馬の世話をし、本将方面へ赴かせよ。今、通慶城に牒式文書を出して問い合わせられたし。また、劉太尉・劉団練［使］に上申せよ」。

右［の件につき］、各々このとおりにされたし。

「四件につき、通慶城・董承節［・劉太尉・劉団練使］らに牒式［および申式］文書を発せよ」。

建炎二年（一一二八）十二月　日。潘定。

「初四日」。 （押字） （押字）

本文書には二箇所に朱方印（一行目下部、一六行目日付の上）が、また料紙右端に墨印印影が見える。二つの朱方印は同一印だが、印文は判読できない。また墨印は、元来102に押されていたものではなく、北宋靖康元年（一一二六）二月二八日の日付を持つ103番文書の末尾にある墨印「……使司策應環慶路軍馬馬（或いは馮）」の墨が一部付着したもので、「宋西北文書」が西夏側に押収された後に付いたと考えられる。このほかに留意すべきは、一四行目判辞（朱筆）と一六行目日付とは同筆で、本文とは異なる筆で書かれている。また一六行目の二つの押字は補修紙のために一部が隠されているも、後掲のG・Hと同じものである。

さて、本文書の大部分は経略待制から届いた劄子（緊急時の下達命令文書）の引用文から成っている。この経略待制とは、建炎二年（一一二八）六月より同三年（一一二九）二月まで鄜延路経略安撫使・龍図閣待制・知延安府であった王庶（『宋史』巻三七二、王庶伝）のことであり、[20]彼は建炎二年一一月の金軍攻撃により延安府が陥落された責任を問われ、知鎮戎軍兼涇原経略司統制官の曲端（『宋史』巻三六九、曲端伝）に拘禁された。[21]また、本テキストと同じ建炎二年十二月の日付を持つ14（第二章第三節参照）は、この王庶が慶州合水県付近で行方不明となった旨を保安軍下の徳靖寨が第七将へ伝達してきた文書である。これらを勘案した孫氏は、本文書の二～一一行目は鄜延路経略使司から第七将に届いた劄子の引用文で、そのうち四～八行目が第一の指示、九～一〇行目が第二の指示内容で、窮地に陥った王庶を救援すべく軍勢を集結させて前進を命じたものとしている。さらに、一一～一三行目が第七将から通慶城へ情況照会を求めた牒式文書、一四行目は第七将側で記した判辞とし、最終的に、本文書は第七将から通慶城へ宛てた下達文書と断定している。ただし、このように本文書の構造を複雑に捉える必要は全く無く、四～一二行目が王庶からの劄子の引用文であり、その中で通慶城や劉太尉・劉団練らへの文書伝達を指示していると読み取れる。一三行目は、その指示のとおりに施行されたい、という文書受信者に対する要請、一四行目はそれに対する受信者の指示である。文書作成者の潘定は本文書にしか見えずその職掌は不明だが、彼は第七将に属する吏員であったと考えられる。[22]

E・23

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、一八六頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録№三一六―一二、「叙録」五一頁、孫継民二〇〇九、四四―四

五頁。

〔録文〕

〔　前　　欠　〕

1　□□□□□［　　］

2　劄付□［　　］

3　理施行去訖。□［　　］

4　□(右)、某已将路洵等三人召(?)赴

5　延安府外、今将王瑩等一十六人随

6　□城去訖。伏乞将逐人知管施行。

7　今申

8　金湯城。

9　宣和七年九月　日。　呉湛　□。

10　「　　」

「十五日」。　（押字）　この行は別筆。

「　　」

1～3行目：㊝は移録せず。

右某：㊝㊞とも移録せず。　路洵：㊝「河間」。

一十六：㊝㊞「一十二」。

去訖：㊝「走」。　管：㊝㊞「寄」。

今申：㊝㊞とも移録せず。

□：㊝㊞とも移録せず。

23

〔和訳〕

……劄付（を受領し?）……を実施し終わった……。

右［のことがらについて］、某(それがし)はすでに路洵ら三人を延安府に赴かせたほかに、今、王瑩ら一十六人を随行させて（?）……城に行かせ終わった。謹んで御願いするに各人の監督を実施されたい。今、金湯城に上申されたい。

宣和七年九月　日。　呉湛　□。

十五日。　 （押字）

一～三行目の行頭は四行目以降よりも低い位置から始まっている。A～Dと比較すれば、この行頭を下げた部分は事書にあたり、他の官司から到来した文書の要旨が記されるはずだが、右端が大きく欠落しており正確な内容はわからない。また、四行目以降が文書の本文にあたるが、これも他の文書から推せば一文字目には「右」があったはずである。このほか形態面では、一〇行目日付の上に朱方印があるも、印文は判読できない。

五行目の王瑩は「宋西北文書」中には本文書にしか現れないが、路洵は37・60[23][24]にその名を見ることができる。なお、孫継民二〇〇九は、本文書と37とは筆跡が一致し内容も関係するため、37と23とを一連の文書と推定している。しかし37は事書と本文を備える独立した文書であり、23と直接には接合しない。これらの文書を勘案するに、彼らは逃亡兵で最終的に全て捕縛されたが、その処置について延安府、第七将、そして逃亡兵の所属元の金湯城の三者間で協議が進められている模様であり、本文書では、彼らを延安府や某城に送ったので、その旨を金湯城に伝えるよう受信者に依頼している。一〇行目は九行目以前とは明らかに筆が異なっており、受信者による受領のサインと日付と考えられる。文書作成者の呉湛は後掲のテキストFそして92にも登場し、後者では「統制司呉湛」とある。陳瑞青氏はこの「統制司」を複数の将を統轄する統制官の官司とし、呉湛をその官員、宛先を鄜延路経略使衙と見ているが、[25]テキストAの解説で述べたように、この「統制司」も将に属する吏員の役職名の一と見るべきであろう。

F. 40

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、二〇三頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録№三一六―三八、「叙録」五二頁、孫継民二〇〇九、七七―七八頁。

〔録文〕

1　兵案　「　」

兵案：㊀㊁とも移録せず。

2　據承信郎統制策應環慶路

3　軍馬准備使喚劉惟清状申云〻。

4　右、今将上件劉承信滞到家状及

5　録白付身各兩本在前。伏乞

6　指揮施行。今申

7　保安軍衙。

8　「二件、申保安軍繳劉承信

9　靖康元年閏十一月　日。　呉湛　□（一？）。

10　家状事」。

11　「　」　「十六日」。　「　」（押字）

この行は別筆・朱筆。

一？：㊀㊁とも移録せず。

この行は別筆・朱筆。

この行は別筆。

40

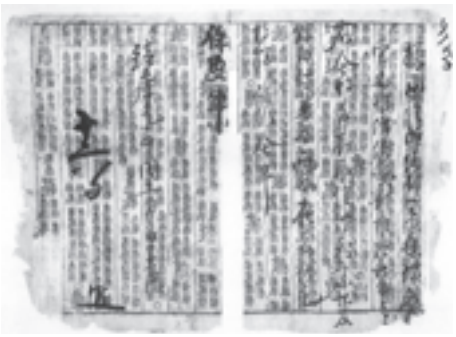

〔和訳〕

兵案

受領した承信郎（従九品の武階名）・統制策應環慶路軍馬（環慶路へ分遣する援軍の統制官）・准備使喚（臨時に派遣する職事官）の劉惟清の上申書に云々とあった。

右［のことがらにつき］、今、上件の劉承信が滞納していた履歴書及び白紙に記した身分証各二通は［本文書の］前に貼付している。謹んでご指示・執行をお願いしたい。今、保安軍の官衙に上申されたい。

「二件につき、保安軍に劉承信の履歴書を送付する件を上申せよ」。

靖康元年閏十一月　日　呉湛。

十六日。 （押字）

本文書には三箇所に朱印があり、最も鮮明に残っているのは九～一一行目上の朱方印（印文不明）で、一行目下にも朱印の左端がわずかに見える。もう一つは、録文上には示していないが、三～五（六？）行目上にも縦一四・二cm×横二・七の長方形の朱印が斜めに押されており、印文は判読できない。このような長方形印は「宋西北文書」に中に数例見出されるが、先行研究では全く指摘されておらず、原文書を実見してようやく判明できるほどに擦れている。これらは料紙の左右端すなわち紙縫上に押されている場合もあり、恐らく文書を受信した官司において事務処理を進める際に押印されたものと思われるが、正確な機能は不明である。[26] このほか、八・一〇行目の失筆判辞と、一一行目の日付と押字は本文と筆が異なっている。

冒頭行の兵案は、既に述べたように第七将に属する部局の一と思われる。ただ、宣徽院や塩鉄使下の一部局として兵案が置かれていたことは知られているが、[27] 将兵制においても兵案があったことは典籍史料には見えない。「宋西北文書」では他に85にも兵案が見えるが本文が欠落しており、具体的な職掌を窺う術は無い。本文書は、環慶路へ送る援軍の武官、劉惟清の上申を承けた兵案が、彼の関係書類を保安軍に送付するよう要請したものである。孫継民氏は、本文書の発信者を統制司呉湛、受信者を保安軍とするが、後述するように、受信者は第七将将官と見るべきである。

G. 84

〔図版・先行研究〕

図版：『俄蔵黒水城』六、二四七頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録No.三一六―五八、「叙録」五七頁、孫継民二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三二五―三二六頁、孫継民二〇〇九、一六〇頁。

〔録文〕

〔　前　欠　〕

1　今申

2　制置　經略　待制行府、伏乞

3　照會。

4　建炎二年十二月　日。□□　□(?)。　　□□：㊀㊁「具領」。

5　「　」　　この行は別筆。

「**初四日**」。（押字）　「　」（押字）

〔和訳〕

今、制置［使・］経略［安撫使・龍図閣］待制［の王庶］の軍府へ上申し、お問い合わせくださるよう謹んでお願いする。

建炎二年十二月　日。□□（署名）。一

初四日。（押字）　（押字）

上申文書の末五行しか残っておらず、「宋西北文書」中にこれと接合する文書は見いだせない。先行研究では四行目日付下の二文字を「具領」と読むが、他の七点の用例や書式から推せばここには文書作成者の名前が入るべきである。さらにこの直後には「一」に読める残画があるも、[28]何を意味するかは判然としない。五行目の日付上に朱方印が押されており、メンシコフ目録及び「叙録」は「保安軍／□□□／軍之印」と読む。孫継民二〇〇九、一六〇頁は、「宋西北文書」の13・76・80番文書に「保安軍／金湯城／軍之記」の押印があることから印文二行目を「金湯城」と推定し、文書の発出主体を金湯城、宛先は二行目に見える経略安撫使王庶の官衙としている。

84

H. 22

〔図版・先行研究〕

図版は『俄蔵黒水城』六、一八五頁。録文・基礎情報：メンシコフ目録№三一六―六〇、「叙録」五一頁、孫継民二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三二三―三二四頁、孫継民二〇〇七＝孫継民二〇〇九、三三五―三三六頁、孫継民二〇〇九、四二―四三頁。

〔録文〕

〔　前　　欠　〕

1　□□（先？）（准）

2　制置　經略　待制台旨、差撥蕃官

「　　」

3　一名、将帯人馬於鷂子川・烏陽觜一

4　帯往来防護過往及驚移人戸、不管別有

「　　」

5　劫奪錢物、須至具申者。

6　右、依准

7　指揮、尋即時差撥本族地分蕃□（官）

8　屈輕、将帯人馬於鷂子川・烏陽觜一帯

9　往来防護過往及驚移人戸、不管別有劫奪錢

10　物去訖。今申

先准：叙孫は移録せず。

及驚移：4行目右に加筆。

及驚移：9行目右に加筆。

22

「　」

11　制置　經略　待制行府。伏乞　照會及増蕃官屈輕准。　伏乞照會：11行目右に加筆。

「　」

12　建炎二年十二月　日。檢。

「　」

13　「初九日」。（押字）（押字）

「　」

〔和訳〕

［先に受領した陝西］制置［使・］経略［安撫使・龍図閣］待制［である王庶］のご意向［によれば］、蕃官一名を派遣させ、人馬を引き連れて鷂子川・烏陽觜一帯を往来させて［敵の？］通過を防ぎ、速やかに人戸を移し、さらに財貨の強奪があってはならない、具に上申せよ、とのことであった。

右［のことがらにつき］、受領したご指示に従い、すぐさま本族所在地の蕃官屈軽を派遣し、人馬を引き連れさせ、鷂子川・烏陽觜の一帯を往来させて［敵の？］通過を防ぎ、速やかに民戸を移し、財貨の強奪を許さなかった。今、［陝西］制置［使・］経略［安撫使・龍図閣］待制［の王庶］の軍府へ上申し、［案件の］照会と蕃官屈軽に次ぐ者の増員を謹んでお願いしたい。

建炎二年十二月　日。検した。

初九日。（押字）（押字）

本文書には三箇所に押印があり、三～四行目、一一行目は、加筆修正部分の上に押印してある。印文について先行研究に説明は無いものの、実見したところテキストGと同一印であった。また右端上部には二文字分の墨跡の残画がわずかに見える。やや行頭を下げた一～五行目は鄜延路経略安撫使であった王庶の命令の引用部分であるため、冒頭行の欠落部分には引用文開始の常套句である「先准」を補った。

本文書は、屈軽なる蕃官に一部隊を任せて鷂子川・烏陽觜の一帯に派遣して、当該地域の防衛や民戸の移転など、王庶の命令を忠実に実行した旨を彼の軍府に上申するよう求めている。この鷂子川・烏陽觜は同時代の史書には見えないものの、孫継民氏は明代弘治年間の『延安府志』巻二、保安県山川鷂子川条の記述から、現在の陝西省志丹県南方約四〇kmにある腰子川に比定している。[29] また蕃官屈軽とは、保安軍華池寨の付近に居住する乩名族なる小部族の首領、火捺屈軽のことであり、承節郎の武階（従九品）を有して第七将の指揮下にあった。[30]

さて、孫氏はこれまでの自身の論考の中で、一三行目に見える押字を発信者のものと見て、その字形が一一二八年一二月に徳靖寨が第七将に宛てた上申文書14（第二章第三節参照）のそれと一致することから、本文書の発信者は徳靖寨であると一貫して主張している。[31] しかしこの押字は正しくは文書受領者のサインであり、後述するように発信者は第七将の吏員で、受信者は第七将の官員と考えられる。

二　宋代官司の文書処理手続きと「検文書」

（1）「検文書」の書式

「検文書」に関する先行研究は乏しく、専論は孫継民・陳瑞青二〇〇六があるに過ぎない。その孫・陳両氏は、前章に挙げた八点のうちA～Dに共通する特徴として、(1)冒頭行に「検」と一字のみ記す点を挙げている。しかし、実はそれ以外にも多くの共通点があることが認められる。

(2)　本文の直前に、他の官司或いは官人から官文書が到来したことまたはその要旨が、やや行頭を下げて記される（Bのみ案件の調査結果を記す）。

(3)　本文が「右」で開始される。

(4)　本文の次行に「日付＋文書作成者名」が記される。この日付は年月を明記するものの、日にちは空白となっている。なおA（とH）は作成者名の下に「検」字を書く。

(5)　(4)の前後に、他の官司・官人に文書を送るよう指示した判辞が朱筆で記される。

(6) さらに最後尾に(5)と同筆で日にちと押字を大書し、日にちの上には朱方印が押される。

これらの特徴は次の書式図のようにまとめられる。

「検文書」復元書式

① 検

② 〔他官司からの文書の引用・要旨〕

③ 右、……〔本文〕……。

④ 年月　日　〔文書作成者名〕（検）

⑤ 「〔判辞〕件数＋文書書式名＋宛先（＋案件内容）」　※判辞は朱筆

⑥ 「某日」（押印）＋押字

一方で、「宋西北文書」を通覧したところ、冒頭に「検」字こそ無いものの右の書式にほぼ合致すると認められるものが、E～Hの四点である。**表1**は、以上の八点の共通点を一覧化したもので、最下段には孫継民氏が推定する発信者・受信者をまとめてある。Fのみ冒頭に「検」でなく発信部局名である「兵案」と記すも、(2)～(6)の要素はA～Dと一致している。Eは冒頭の欠落が著しく、首三行が(2)に相当するという確証は無いし、文末の判辞も記されていない。しかし文書作成者がFと同じく呉湛であること、本文末尾にC・F・G・Hのように他官司への文書伝達を要請する文言「今＋文書書式名＋宛先」があるなどの共通点から、これも「検文書」と見なした。文書の末尾部分しか残っていないGだが、やはり「今＋文書書式名＋宛先」という要素を持つため、敢えて「検文書」に含めている。このほか、各文書には些細な相違点が認められるものの、総じてこれらは同じ書式に則って作成された文書群と見なしうる。それでは、このような形式を備える「検文書」とは如何なる機能を有し、「宋西北文書」の中でどのような位置を占めているのだろうか。

表１　「検文書」一覧

○：該当項目有り　×：無し　――：文書欠損部分

	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)	○	○	○	○	―	（兵案）	―	―
(2)	○	（調査の要旨）	○	○	?	○	―	○
(3)	○	○	○	○	―	○	―	○
(4)	宣和七年正月　日。張沢　検。	宣和七年正月　日。張沢　□。	靖康元年正月　日。呉湛　□。	建炎二年十二月　日。潘定。	宣和七年九月　日。呉湛　□。	靖康元年閏十一月　日。呉湛　□。	建炎二年十二月　日。□□　一。	建炎二年十二月日。検。
(5)	○	○	○	○	×	○	×	×
(6) 日付	十一日	―	二十七日	初四日	十五日	十六日	初四日	初九日
(6) 押字	―	―						
(6) 押字	―	―	×		×	×		
発信者→受信者［孫継民二〇〇九］	第七将将司張沢→（言及なし）	第七将→（言及なし）	統制司→経略使衙	第七将→通慶城	統制司呉湛→（金湯城？）	統制司呉湛→保安軍	金湯城→制置経略待制行府	徳靖寨→（制置経略待制行府？）

（２）「検文書」の機能――孫継民・陳瑞青説の再検討――

孫継民・陳瑞青両氏は、前掲の「検文書」書式要素のうち①冒頭行に見える「検」字に着目し、次の宋代漢籍史料に見える記事から、これらを公文書の草稿としている。[32]

『春明退朝録』巻下[33]

凡そ公家の文書の稿（稿）は、中書は之を「草」と謂い、枢密院は之を「底」と謂い、三司は之を「検」と謂う。今、秘府（禁中の書庫）に梁朝の宣底（詔勅の底本）三巻有るは、即ち正明（＝貞明年間、九一五～九二一年）中の崇政院の書なり。検は即ち州県の通

表2　宋代官文書書式図

(1)奏状式（臣下・内外官司の意見陳情）

①［発出主体］
②［事書］
③右…〔本文〕…謹録奏
聞。謹奏。
④　年月　日。［文書作成者］状奏。
⑤［発出責任者］

※文書発出の責任者は④の左行に続けて記す。他の官文書書式も同様。
※④「宋西北文書」49では文書作成者名の下に「上」と記す。

●49［『俄蔵黒水城』六、二一二頁］

49

1　［尚］書吏部
2　武功大夫趙進忠遇
3　冬祀大禮、乞子徳誠使臣、本貫保安軍
4　人、年貳拾捌。
5　右、擬補承節郎。
6　［太］師魯國公臣京不書。
7　復太宰臣居中。
8　宰臣深。
9　復左丞臣黼。
10　丞闕。
11　書臣光疑等言。謹擬。
12　右、謹以申
13　聞。謹奏。
14　政和八年二月日。員外郎張動上。
15　［給］事中臣王覿讀。
16　［門］下侍郎臣薛昂省。
17　復少保太宰兼［門］［下］□□［臣］居中□。

(2)申状式（統属関係においての上申文書）

①［発出主体］
②［事書］
③右…〔本文〕…謹具申
［宛先］。謹状。
④　年月　日。［文書作成者］状。

●実例は本稿史料64を参照。

(3)牒式（直接の統属関係に無い官司・官人間での伝達）

①［発出主体］牒［宛先］
②［事書］
③牒…〔本文〕…謹牒。
④　年月　日
⑤［発出責任者］（押字）

●36［『俄蔵黒水城』六、一九九頁］

1　策應環慶路軍馬牒第七將
2　［先］准
3　［經］略使牙劄子、差統制諸將科定策應
4　［環］慶路軍馬。自来累牒彼依數揀選、
5　團結齊整、准備不測勾抽、便要起發
6　［去］訖。數内第七將須專行遣。
7　人貳阡人
8　馬貳佰疋
9　［牒］、契勘今来探報緊急、西賊大
10　［兵］待於環慶路出没、候到、請詳□
11　立便將前項科定人馬、火急整
12　結成隊伍及軍器什物擬擬足
13　□、為［待］［敵］［之］［計］。准備寅夜［不］

●61［『俄蔵黒水城』六、二二四頁］

1　〔前　欠　〕
2　請速滯。謹牒。
3　宣和七年正月初七日。
4　第七將。
5　〔　〕策應環慶路軍馬潘〔　〕

36

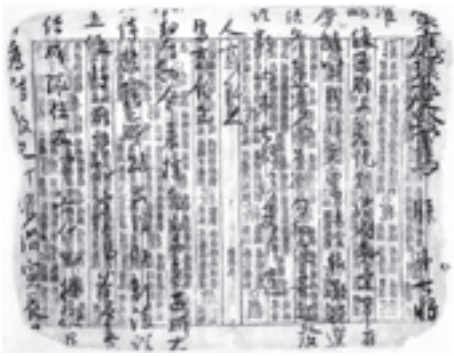

61

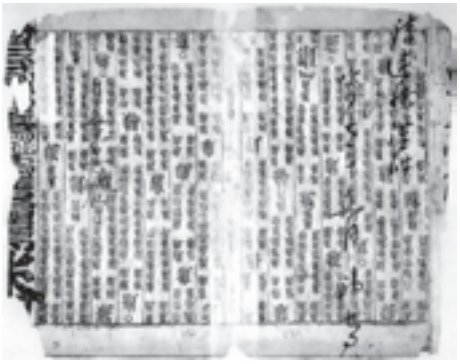

(4)関式（官司内平行文書）

① 発出主体
② 事書
③ 右、関…〔本文〕…
宛先。謹関。
④ 年月　日。

●「宋西北文書」中に実例無し。

(5)符式（統属関係においての下達文書）

① 発出主体
② 事書
③ 宛先 主者…〔本文〕…符到施行。
④ 年月日 下

●「宋西北文書」中に実例無し。

(6)帖式（略式の下達文書）

① 発出主体
② 事書
③ 右、帖 宛先 …〔本文〕…。
年月　日。帖。
④ 発出責任者 （押字）

●実例は本稿史料66を参照。

(7)劄付（緊急時の下達命令文書）

① 発出主体
② 事書
③ 右、劄付 宛先 …〔本文〕…准此。
④ 宛先
⑤ 年月日　（押字）

●65〔『俄蔵黒水城』六、二二八頁〕

1 鄜延路都總管司
2 據状申、先支降到招軍銅錢關子肆道、
3 □責得神虎十七軍員曹進分析、稱指揮使
4 齊德管押擔擎人、齎關子於七月九日往
5 東京請錢去、伏乞照會。
6 右、劄付第七将。更切差撥信實人前
7 去催促齊德、請領銅錢變買輕齎
8 前来應副招兵支用。不管稍有虧
9 損失陥官錢。具已請到錢數變買
10 到輕齎色額供申。准此。
11 第七将
12 建炎元年九月初四日。　（押字）

65

称なり（傍線は筆者による）。

確かに、州県など地方において公文書の草稿は「検」と通称されていたことを、右の史料は示している。さらに彼らは、自説の補強材料として、文書上の文字の乱雑さ（A・D）、書き間違い（D）、加筆（D）、衍字（B）などは、「検文書」が草稿であることの証左だと述べているのである。ただし、本稿の「検文書」が草稿であるならば、これらは作成した官司内に留め置かれて内容を別紙に清書し直し、その後に官印を押したその別紙が官司外に発出されるはずである。ところが、C・Dの文末には官印が押されており、これらが草稿ではなく実際の施行文書であったことを示している。この矛盾に対し孫・陳氏は、重要かつ緊急を要する案件であれば、草稿に直接官印を押して官司外に発出したと想定し、C・D文書の朱方印は、文書を作成した官司（の長）が押印したものとする。そして、かかる前提のもと、本文の筆致、印文、押字の比較から**表1**のように発信者と受信者を割り出している。

ただし、両氏の主張にはいくつかの疑問符が付く。まず、宋代官文書中に現れる「検」は文書案件の点検・検査を意味する場合もあり、一概にこれだけをもって草稿と即断はできないのである。また、文字の乱雑さや誤字が、そのまま「検文書」が草稿であることの十分条件を満たすには至らないだろう。例えば、中央アジア出土唐代官文書の中に、誤字脱字を含んだまま官印を押されて正式に発出された実例を我々は知っているし、何より当の「宋西北文書」中にも、正式な手続きを経て発出された官文書中に、加筆・誤字・衍字等が確認されるからである。(34)

そして、「検文書」が実際に発出された文書であるならば、どの文書も発出した官司名が記されず、また書式要素の④文書作成者も、名前のみで所属や官銜が無い点も気になる。これでは文書の発信主体が文書上に明記されていないことになり、施行文書として重大な欠落があるといえよう。この点も、彼らの説に疑義を残している。そもそも、官司・官人間を行き来する宋代の官文書は、唐代と同様に発信者・受信者の統属・上下関係或いは案件内容に応じて一定の書式を備えて作成され、その書式は北宋元豊年間に編まれた司馬光『書儀』や南宋慶元勅令格式を元にした『慶元条法事類』、さらに「宋西北文書」中の実例により前頁**表2**のように復元される。(35)孫・陳説のごとく、「検文書」が官文書の草稿であるならば、この表の書式のいずれかに準じて作成されるはずだが、前節の「検文書」の書式は全く合致しないのである。前章に挙げた和訳からも明らかなように、「検文書」はいずれも他の官司・官人から到来した文書の案件を検討

し、その為すべき処置や関係機関・関係者への文書伝達について上役に判断を仰ぐ内容となっている。以上は、「検文書」が草稿でも官司・官人間を通行した文書でもなく、事務処理のための官司内で作成された文書という、孫・陳説とは全く別な機能を負わされていたことを示唆していよう。

（3）官司内の文書処理手続き

そもそも、「宋西北文書」に対する孫継民・陳瑞青氏らの誤解のひとつに、「検文書」書式要素の⑤⑥にある、日付＋文書作成者の後に記される別筆の判辞、日付、押字、朱方印を、しばしば発信者（或いは発出官司の長官）のものと見なす点が挙げられる。例えば、「検文書」D・G・Hはいずれも同じ押字を共有しているが、彼らに従えばこれらはともに同じ官司から発出された文書と考えるべきであろう。しかし一方で彼らは、本文の筆致・印文・押字の比較検討から、**表1**のように三点ともそれぞれ異なる発信者と受信者を割り出しており、大きな矛盾をはらんでいるのである。これに対し筆者は、⑤⑥を受信者によるものと見なすことで、この矛盾点のみならず「検文書」の性格をも解決できると考える。そこで、文書末尾の押字や朱方印についてまずは検討したい。

一般に官文書は、発信者から受信者へ渡った後に、受信者による受理手続きを経て、さらに料紙を貼り継いで担当者による調査報告が追記されるなど、発信者・受信者間を移動する文書から、証拠書類や決裁の帳簿へとその機能を変化させていくものである。従って、官文書に記載される全ての情報が発信者のものとは限らず、「宋西北文書」においても文末に受領記録や決裁手続きの痕跡を留めているものが多い。次に掲げる64番文書は、通慶城に派遣された第七将の副将が靖康二年（一一二七）四月に第七将に宛てた申状式の上申文書である。[36]

〔録文〕

1　□（鄜）延路第七副将

2　　准第七将牒四道、並為招収諸處潰散兵馬、仍希已施

3　　行次第公文回示者。

4 □(右)、依准　　右：叙孫移録せず。

5 □(指)揮、已出牓通慶城街市曉諭、招集施行去訖。謹具申　　指：孫移録せず。

6 第七将。謹状。

「　　」

7 靖□(康)□二年四月　日。忠翊郎權知通慶城權□(第)七副将潘　通□(状)。　　状：叙孫移録せず。

「　　」

8 武功郎鄜延路第七副将張　順出。

9 「□(副)将公文見収集潰散人」。[37]　　この行は別筆・朱筆。

10 （墨印）　（押字）

〔和訳〕

鄜延路第七副将

受領した第七将の牒式文書四通［の案件］は全て、「潰滅四散した兵馬を招集し、さらにすでに実施した次第につき文書によって回答されたし」というものであった。

右［のことがらにつき］、受け取った［第七将の］指示に従い、すでに通慶城の市中に掲示を張り出して告知し、招集を実施し終わった。謹んで具に第七将に上申する。謹んで状す。

靖康二年（一一二七）四月　日。忠翊郎権知通慶城権第七副将潘通、状す。

武功郎鄜延路第七副將張　順（出使中につき不在）。

「副将からの文書には、現在潰滅四散した人員を集結させたとある」。

（墨印）　（押字）

七～八行目には年月日と作成者、九行目には朱筆判辞、一〇行目に日にちと押字があり「検文書」と同じ形式を有しているが、一〇行目の日付は毛筆でなく墨印を押している点が特徴的である。さらに一〇行目の押字は、「検文書」のテキストFと同じである。なお、七行目のように、上申文書の日付は年月のみ記し日は空けておくのが唐代より通例となっている。またこの七行目には朱方印があるも、判読し難い。さて、本文書は、第七将に属する副将が指示どおりに四散した兵士を集結させた旨を第七将に報告した上申文書である。**表2**―**(2)**と比べ合わせれば、冒頭一行目が発出主体、二～三行目が事書、四～六行目が文書本文、七～八行目は日付と文書作成者で、ここには副将本人が作成者として自署しているから（内一名は不在）、八行目までが副将の発した申状式書式であり、九～一〇行目は受信者の手によるものと考えられる。九行目は、副将からの文書の内容を確認した受信者による添え書きであろう。そして一〇行目の押字は、次の66から受信者たる第七将の将官のものと決定できる。[38]

〔録文〕

1　第七将

2　右、今有（差？）人准此堅勒（勒）漢弓

「　」

3　箭手第三十一指揮蘇玘壹名

「　」　「　」

4　送、本指揮知管。別聽本将指

「　」

5　揮、仍取知管文状連申。建

「　」

6　炎元年六月初七日。

「　」

准：㊫「将」。

指揮知：㊫移録せず。

66

7　差李懐。限一日。　　差・限・日が朱筆。

8「将」　 （押字）

〔和訳〕

第七将

右［のことがらにつき］、今、人を派遣して堅靱なる漢弓箭手第三十一指揮の蘓玘を本指揮に送らせるので、監督せよ。これとは別に本将（＝第七将）の指示を聞き、さらに監督し文書により続けて上申せよ。建炎元年（一一二七）六月初七日。

李懐を派遣する。一日に限れ。

将　 （押字）

本文書は、第七将から配下の漢弓箭手第三十一指揮という部隊に宛てた下達文書で、李懐に蘓玘を送り届けさせるので、彼を監督しその次第を文書により報告せよ、という内容であり、三箇所に朱方印「鄜延路／第七将／司之印」がある。[39] 孫継民氏は本文書を上申文書としているが、内容は明らかに命令下達文書でありその解釈は誤りである。[40] また本文書が下達文書であることの証左として、文頭・中間・文末に一箇ずつ押す押印方法が挙げられる。九～一〇世紀の敦煌文献を精査した坂尻彰宏氏によれば、このような押印方法は上位者から下位者に出された下達文書に特有の押印方法であり、一方で上申文書の場合には文末の日付ないし署名の部分に一箇だけ押すという。[41] さらにこの文書の書式は、だいぶ形式が省略されてはいるが、**表2**―(6)と照らし合わせれば、本文が「右」で始まり、また本文の直後に続けて日付が記されるなどの点から、略式の下達文書である帖式の変形と考えられる。帖式は末尾に「発出責任者＋押字」を記すきまりになっているが、八行目がそれにあたり、上部に大書された「将」は文書の発出責任者である第七将の将官、下にある押字は将官その人の自署であろう。これが前掲64の押字と同一であることは『俄蔵黒水城』の写真からも明らかである。

さらに、64の一〇行目の日付墨印についても、これが官司に到来した官文書に押す受領印であることは、次の『慶元条法事類』巻一

六、文書門一、程限、職制令条よりわかる。(42)

諸そ官司の受くるところの事は、皆日印を用いよ。当日受くるは次日に付せ。事速かにし及び見に囚徒を送るは、皆即時に発付せよ。其の行遣するに小事なれば伍日に限り（須く検覆すべからざる者を謂う）、中事なれば拾日（須く検覆すべき案或いは須く勘会すべき者を謂う）、大事なれば貳拾日なり（計算・簿帳或いは須く議論すべき者を謂う）。

このように、官司が受領した文書には日付印を押してその日を基準とし、文書の発出や事案の処理については、案件を検査（検覆）や審議（勘会）すべきか否かその重要度に応じて所用日数が定められていた。

以上を要するに、日付（年月日）と文書作成者の後に付された朱方印や日付、押字は、文書受領の一連の手続きにおいて記入・押印されたものであり、決して文書発信者によるものではない。

さて、「検文書」の機能の検討という本来の目的に立ち返ってみると、実は「検文書」は、判明する限りではいずれも第七将の属吏から将官等の官員へ宛てた文書であったと想定しうるのである。

まずテキストA・Bは、第七将に属する吏員・張沢が意見具申する文書であり、ともに文書末尾に押字や押印が無いものの、その宛先は、当然第七将かその所属長である将官と推測されよう。また、A・Bの判辞部分では、第七将の副将に牒式文書を出して押教曹案族司なる吏員、宋千や王順、王青らを出頭させるよう指示を下している（A32、九・一一行目、B25、八行目）。先述の64二行目では「准けたる第七将の牒四道に……」と副将が第七将から牒式文書を受けたことを述べているので、(43) A・Bにおいて副将に牒式文書を送るよう指示している受信者は第七将と見てよい。

次に、呉湛を文書作成者とするC・E・Fだが、CはE・Fと筆致が異なり、この文書のみ発信者・受信者を特定し難い。しかし将に属する吏員・呉湛を文書起草者とするE・FのうちFの受信者の押字（一一行目）は、先ほどの64・66の押字と一致するため、Fの受信者も第七将将官とわかる。

最後に、建炎二年（一一二八）十二月という同時期に作成されたD・G・Hは、文書作成者こそ特定できないものの、この三点に共通

する二種類の押字は、鄜延路下に置かれた徳靖寨から第七将に宛てた申状式文書14にも現れている。(44)

〔録文〕

1　徳靖寨
2　准華池寨牒、准合水縣牒、當縣於今月初二日
3　制置待制到縣止宿、未知經由去處。請照會、
4　更切關報前路者。
5　右、謹具申
6　弟(第)七将。謹状。
7　建炎二年十二月　日。承信郎權徳靖寨兵馬監押劉　廣「從軍」状。
8　從義郎權知徳靖寨呂　「敦禮」。
「　」
9　初五日。（押字）（押字）
「　」
「　」
10　初五日。（押字）（押字）
「　」

14

〔和訳〕

徳靖寨

華池寨からの牒文書によれば、「受領した合水県の牒式文書によれば、『当県は、今月初二日に制置待制（＝王庶）が県に到着し宿泊したものの、［宿泊後の］経過や行き先は分からない。［王庶の所在を］照会し、さらに［華池寨より］先々へ［この件を］報告

するよう切にお願いしたい』」とのことであった。

右［のことがらにつき］、謹んで具に第七将に上申する。謹んで状す。

建炎二年十二月　日。承信郎権徳靖寨兵馬監押劉広（従軍中につき不在）状す。

従義郎権知徳靖寨呂敦礼。

〔　後　略　〕

制置待制とは、前章（D・解説）でも述べたように、一一二八年六月～翌年二月まで鄜延路経略安撫使を務めた王庶のことである。本文書によれば、彼が一二月二日に慶州合水県に宿泊したものの、その後彼の所在や行方が不明となったため、合水県から華池寨へ問い合わせがあり、さらに華池寨が第七将へこの一大事を報告してきている。八行目には徳靖寨の長官である呂敦礼が自署しており、ここまでが徳靖寨の申状式文書とわかる。とすれば、九行目が文書を受理した第七将の官員による受領日・押字・押印に相違なく、日付や押字の筆致がD・G・Hと同じであることは図版からも明らかであろう。このように「検文書」とは、将の属吏が第七将の将官や官員へ宛てた報告書であった。

ところで、「検文書」の文頭部分に着目すると、D・Fの右端には朱方印の印影が一部残っている。前章の冒頭に述べたように、文書の左右端にある印影は、別文書を貼り継いだ紙縫の上に押されたものと考えられる。「検文書」がいずれも、他の官司・官人から第七将に送られた文書の内容を検討しその処置を上官に求める内容であったことを考え合わせれば、「検文書」の直前に貼り継がれていたのは第七将に到来した文書であったと想定されよう。そして、その実例は次の85番（テキストI）から確認される。(45)

I. 85

〔録文〕

〔　前　欠　〕

1　［　　］

2 □監押［　　］　　監押：叙は移録せず。
3 遠、即轉牒州縣、遞送前去、無致依
4 前違戻。所有副將、亦仰一面關報。
5 仍具知稟供申。准此。　　朱筆・別筆。
6 「第七将」。
7 「　」
皐昌二年八月十五日。（押字）
「　」
「　」

8 兵案　　紙縫上に押印あり。
9 □（准）經略使牙（衙）劄子云々。　　准：叙孫は移録せず。
「後　欠」

〔和訳〕

……監督・護送し……すぐに州県に牒文書を回覧させ、遞送して送り、以前の如く違反の無いようにせよ。全ての副将もまた、一面に報告せよ。さらに子細に上申・報告せよ。このとおりにせよ。

第七将［へ送る］。

皐昌二年（一一三一）八月一五日　（押字）

兵案

受領した経略［安撫］使の官衙の劄子に云々とあった。

85

85は年代の判明する「宋西北文書」の中で最も新しい。またこの史料群の中では珍しく二紙を接合したものである。[46] 六行目日付の上に朱方印があるも印泥が滲んで判読できないため発信者は不明だが、前掲**表2**―(7)に照らし合わせれば、第一紙（一～六行目）は第七将に宛てられた劄付の末尾部分とわかる。先行研究では指摘されていないものの、七行目の直後で新たに紙を貼り継いで紙縫に朱方印を押している。この印文も判読しづらいが、他の「宋西北文書」との比較から、「鄜延……司之印」とは読めそうである。従って、『文海』の印刷用紙を作るために西夏側が別々の文書を貼り継いだのではなく、既に貼り継がれて巻子状になっていた宋代官文書を『文海』の印刷用紙サイズに切り揃えたのであろう。そして二紙目に注目すると、八行目に「兵案」という部局名、次行に他司からの文書の引用を示すのはテキストFと全く同じ構成であるから、これも第七将で作成された「検文書」であった可能性が高い。この九行目にある「經略使牙劄子」が一紙目の劄子を指すことは疑いないから、「検文書」とは、それ単体で完結する文書にあらず、受領した文書に副えて作成されるものであったと考えられるのである。

さらに今度は、「検文書」の文末に注意すると、ここには関係機関・関係者への文書伝達について判断を仰ぐ文言「今＋文書書式名＋宛先」があり、それに対し文書を発出するよう判辞が記されるケースがしばしば見られる。官司が文書を発出する際の事務処理手続きについて、『慶元条法事類』巻一六、文書門一、文書、文書令条には、[47]

諸事の応（あらゆる）奏申は皆先に具に本司の官の画日書字を検し、司に付して案を為し、然る後に奏申せよ（本官の自ら事を陳ぶる者は自ら留むるを聽す）。官司の行移せし公文は此に准ぜよ。

と記している。これは恐らく、天子への奏上に際しては、当該官司の官員の起草日・押字を点検し、担当部局に回付してから案を作成するという手順を踏むように規定したもので、官司が文書を上申する場合にも同様にせよとある。ここにある案とは案巻のことであり、受領文書とそれに対する調書や処決文、さらにその処決に基づき作成される文書の発給手続きまでの書類を、全て貼り合わせて巻子状の帳簿としたものを言う。

とすれば、他の官司・官人から第七将に送られてきた文書の内容を点検し、さらに関係機関・関係者への文書発出を促す「検文書」とは、この案巻の調書部分を成していたと考えられるのである。つまり、「検文書」とは、先行研究で指摘されたような様々な官司・官人間を往来した文書でもその草稿でも無く、第七将における事務処理のために作成された官司内文書であり、文書冒頭に或いは文書作成者の後に書される「検」とは案件内容の取り調べを意味すると結論付けられよう。

三　「宋西北文書」の性格

前章で明らかにした「検文書」の機能は、単に個々の文書発信者・受信者の特定という些末な問題にとどまらない。「宋西北文書」が西夏の手に落ちる以前に何処に保管され、そしてどのような経緯で西夏にもたらされたかという「宋西北文書」そのものの性格を検討する上で重要な手がかりとなる。

「宋西北文書」の性格についてこれまでの研究をまとめると、「戦利品説」と「権場交易品説」の二つに大別される。前者、「戦利品説」に先鞭を付けたのはメンシコフ氏であり、対金戦で最後の抵抗をしていた陝西北部地域を西夏軍が襲撃し、一群の文書を収奪したという可能性を示している。[48] 次に白濱氏は、85番文書の存在から「宋西北文書」の下限は金軍によって偽斉政権が樹立した後の一一三一年であり、さらに「宋西北文書」と一連のものとされる西夏語『維摩詰所説経』の紙背文書、ИНВ No. 709「阜昌三年（一一三二）秦鳳路第七将請発遣状」とИНВ No. 2559「阜昌三年本路第七将呈状」もあるから、これらの文書群が西夏側に流出したのは一一三二年以降と決定した。さらに彼は、一一三一年に金軍によって陝西地域は陥落するが、金は援軍を送ってくれた西夏に陝西北部を割譲する約束を反故にしたため、西夏軍が当該地域に侵攻し戦利品として「宋西北文書」を持ち帰ったとしている。[49] また近藤一成氏も、保安軍下の金湯城で発生した軍糧支払い不正事件をめぐる裁判案件四一点は経略安撫使の治所である延安府で審理されたものであり、最終的にこれら裁判案件文書は貼り継がれて巻子状の帳簿として延安府に保管されていたが、ここを占領した西夏軍によって役所の架閣庫から押収されたと推測する。しかし同時に近藤氏は、延安府を含む鄜延路は金軍攻撃により紹興元年（阜昌二年＝一一三一年）八月までに偽斉に編入されるものの、一方で、紹興九年（一一三九）に西夏より宋に帰した李世輔（かつての鄜延路兵馬都監兼第六将）と西夏軍とが激突し西夏軍が

敗走した一戦のほかは、西夏と延安府との明確な接点は史籍からは見出し得ないとも述べている。[50] そして孫継民氏は、彼自身は明確な結論は出していないものの、白濱説に対する批判として、「宋西北文書」は延安府・保安軍・金湯城・第七将・徳靖寨などの鄜延路の各機関が作成した文書の集合体でいずれも鄜延路経略安撫使司にあったとし、これらが何故に西夏軍が奪取するまで金の占領地下に保管されていたかという疑問を呈している。[51]

一方の「榷場交易品説」だが、楊倩描氏は、宋の外交窓口となった保安軍と西夏領の宥州とにそれぞれ置かれた榷場において両国間の国交が開かれたとし、平和裏に宋代の文書が西夏へ流出したとしている。[52] ただし、陳瑞青氏が反論するように、一般の文書ならまだしも「宋西北文書」の如き軍事機密文書を西夏に流出させる原因が不明であり、さらに楊氏が想定する両国間の交流は北宋―西夏時代のもので、南宋時期の文書を含む「宋西北文書」が西夏に渡ったことへの説明ができない。陳氏はメンシコフ・白濱の「戦利品説」と比較して最終的に楊氏の「榷場交易品説」に軍配を上げ、金朝統治下の保安軍にも設置された榷場を通じて西夏に流出したと『金史』の記事を引用して楊説の補強を行っている。[53]

以上の二説は、史料的な限界からその正否を決定するのは困難である。ただし、「宋西北文書」に含まれる阜昌二年の年号を持つ85の存在を考慮すれば、陳氏の如く偽斉支配期に反故紙となった「宋西北文書」が榷場を通じて西夏に輸出されたと考えるのがより妥当であろう。ところで、その反故紙が本来何処に保管されていたかという点については、近藤氏や孫継民氏のように延安府またはそこに治府を置いた鄜延路経略安撫使の官司を原所在地とする考えが大方の意見のようであるが、最新の見解としては、「宋西北文書」は一点を除いて全て第七将が他の官司から受領した文書であり、「宋西北文書」の保管場所は第七将であったという大胆な説を伊藤一馬氏が述べている。[54]

結論から言えば、筆者の見解は伊藤氏のそれと一致する。実際、「宋西北文書」を通覧すれば、その中に明らかに延安府ないし経略安撫使司に保管されていたと断言しうる文書は皆無である。ただし伊藤氏は各文書の発信者・受信者について具体的な論拠はまだ示していないため、以下ではその証左を述べておきたい。次頁の**表3**は、各文書の発信者・受信者・書式を年代順に整理したもので、文書の接合や年代判定には「叙録」、「訳注」（一）～（三）、孫継民二〇〇九、伊藤二〇一二の成果に多くを拠っている。

さて**表3**では、先行研究が推定する文書の受信者をいくつか改めている。実は、孫継民氏らが「宋西北文書」の中で経略安撫使司・保安軍・金湯城など第七将以外の官司に宛てられたと見なしている文書の一部は、本稿で取りあげた「検文書」である。そして、「検文

103	2月18日	策応環慶路軍馬	第七将	牒
107	2月19日	策応環慶路軍馬	第七将	牒
10	(2月某日)	鄜延路経略安撫使司	?	?
40	閏11月[16日]	呉湛	第七将将官	検
33	某月某日	承節郎趙徳誠	?	申状
108	某月某日	策応環慶路軍馬	?	?
靖康2年（～4月）／建炎元年（5月～）＝1127年				
18	4月4日	鄜延路経略安撫使司	第七将	劄
63	4月18日	鄜延路経略安撫使司	第七将	劄
64	4月[28日]	鄜延路第七副将	第七将	申状
96	(4月某日)	保安軍	第七将	牒
39	5月19日	鄜延路経略安撫使司	第七将	劄
28+98	5月23日	鄜延路副都総管機密文字	第七将	牒
66	6月7日	第七将	漢弓箭手第三十一指揮	帖
90	6月某日	漢弓箭手第三十一指揮	第七将衙	申状
73	7月[6日]	鄜延路第十将隊将楊仲興	第七将	申状
4+3左側	7月[12日]	兵士張徳	?	申状
44+3右側	7月21日	鄜延路経略安撫使司	第七将	劄
65	9月4日	鄜延路都総管司	第七将	劄
58+56+105	(9月[8日以降])	保安軍	第七将	牒
86	9月15日	鄜延路都総管司	第七将	劄
26	9月17日	鄜延路都総管司	第七将	劄
7	某月某日	鄜延路第十将	第七将	牒
建炎2年＝1128年				
109+55	7月21日	鄜延路都総管司	第七将	劄
91	8月某日	婦人阿羅等	第七将将官	申状
43	9月[18日]	李仙	?	申状
82	9月[18日]	高雅等	?	申状
93	10月[4日]	徳靖寨	第七将	申状
84	12月[4日]	潘定？	第七将	検
102	12月[4日]	潘定	第七将	検
14	12月[5日]	徳靖寨	第七将	申状
22	12月[9日]	潘定？	第七将	検
69	(12月某日)	?	第七将	申状
101	12月某日	小胡等族	?	申状
阜昌2年＝1131年				
85前半	8月15日	?	第七将	劄
85後半	8月15日以降	兵案	第七将	検
年代不明				
21	6月［17日］	将司張沢	第七将	申状
47	?	?	?	?
53+42	7月［23日］	請人李進	?	?
88	?	?	第七将	劄
92	1月［5日］	統制司呉湛	第七将	申状

表３ 「宋西北文書」一覧

（ ）内は「訳註」（一）～（三）、張春蘭・陳瑞青 2004、孫継民 2009 による年代比定。
［ ］内は文書の受領日を示す。

文書番号	日付（月日）	発信者	受信者	書式
政和8年＝1118年				
49	2月某日	尚書吏部	？	奏状
宣和年間＝1119 ～ 1125年				
1右側+16	1月某日	保安軍	第七将	牒
8	2月某日	張沢	第七将	申状
87	6月某日	…第七将隊…第七副将□仕千	？	申状
100	（某月某日）	保安軍	？	牒
宣和7年＝1125年				
61	1月7日	策応環慶路軍馬潘	第七将	牒
72+32	1年[11日]	将司張沢	第七将	検
20	1月[14日]	弓箭手第二十七指揮都虞侯孟遇等	第七将	申状
75+52	1月[17日]	鄜延路第七副将	第七将	申状
81	1月19日	？	第七将	牒
79+38+25	1月某日	将司張沢	第七将	検
12	8月某日	保安軍	第七将	牒
13	8月某日	金湯城	第七将	申状
71	8月某日	金湯城	第七将	申状
50	（8または9または11月某日）	延安府	第七将	牒
70	9月1日	延安府	？	牒
23	9月[15日]	呉湛	第七将？	検
37	（9月某日）	？	？	？
60	9月某日	延安府院虞侯杜林等	？	？
94	（9月某日）	延安府		？
2+1左側+104+35+29+19+59+31+106+78+89+67+34+54+6+51	10月22日	延安府	？	牒
68	11月[4日]	延安府左獄張辛	第七将将官	申状
76	11月[20日]	金湯城	第七将	申状
5	11月[21日]	房軫	第七将	申状
24+77	11月[21日]	金湯城	第七将	申状
45+15+48+95+80	11月某日	金湯城	第七将	申状
74	12月11日	鄜延路経略安撫使司	第七将	劄
83+27	12月某日	金湯城	第七将	申状
11+46+17	某月某日	延安府	第七将馮武□	牒
57+41	某月某日	延安府	第七将	牒
97	某月某日	鄜延路策応環慶路軍馬	第七将	牒
靖康元年＝1126年				
9+30	1月[27日]	呉湛	第七将？	検
36	（2月15日）	策応環慶路軍馬	第七将	牒
62	（2月15日）	策応環慶路軍馬	第七将	牒
99	2月15日	策応環慶路軍馬	？	牒

書」以外の数例についても、それは内容の読み誤りや書式の誤解に過ぎない。以下、その数例を説明しよう。

5

孫継民氏は受信者を延安府左獄と推定しているも、発信者である房軫は受信者に対し「伏して乞うらくは状に拠りて延安府に申し左獄に下し照会施行せられんことを」と求めており、実際に延安府に上申するのは房軫ではなくこの5の受信者である。[55] 5の末尾にある受信者の押字は、本稿テキストC及び第七将に宛てた申状式文書24＋77[56]と同じものであり、第七将の官員と推定される。

8・20・21・75＋52・92

この五点は文書末尾にある受領者のサインが共通しているが、いずれも文書中に宛先が明示されていない。以下にその一例として某年正月の92を掲げる。[57]

〔録文〕

1　統制司
2　契勘第七将所管漢蕃弓箭手、除
3　馬軍外、見管歩人壹阡捌伯人。前
4　乞數内揀選壹貳伯人、充快射於
5　嵬隊、准備緩急出入馬前使喚。
6　須至□□□。
7　右、伏乞　「送第七将」。
8　指揮下本将揀選施行。謹具
9　呈取
10　裁旨。

92

11　正月　　日。統制司　呉湛。

12　「廿五日」。　（押字）

〔和訳〕

統制司

第七将の管理する漢蕃弓箭手を取り調べたところ、騎兵以外に現在歩兵一八〇〇人がいる。以前にそのうちの一～二〇〇人を選抜し、嵬隊で射撃訓練をさせて、準備を整えて危急の際には騎兵の前に配置させよ。必ず……。

右［のことがらにつき］、謹んで本将の選抜隊に指示を下し実施されるよう御願いする。「第七将に（選抜隊を）送れ」

正月　　日。統制司　呉湛。

「廿五日」。　（押字）

本文書の書式はやや省略されてはいるが、**表2**―(2)の申状式に一致する。テキストEの解説でも述べたように、陳瑞青氏は、統制司呉湛を複数の将を統轄する統制官の官司に属する官員とし、宛先を鄜延路経略安撫使衙と推測している。[58] しかし、本文書には統制官の官印も無ければ、宛先や日付に明記すべき年号も記入されていないのが奇異に思われる。官文書には年月日の日付の上に発信者或いは官司の官印を押印し、さらに発出責任者の押字を備えることが宋代の規定であるから、[59] 統制官司と鄜延路経略安撫使司という二つの官司間を往来する文書として本文書は極めて不完全なものといえる。この統制司は将に属する吏員であり、第七将所属の兵員の一部を選抜して訓練し危急の際に備えよという命令を受理し、その選抜隊に関し次の指示を下すよう受信者に求めているので、文書の宛先は第七将と考えるのが妥当であり、8・20・21・75＋52の受信者も第七将と推定される。

68

「叙録」、孫継民二〇〇九とも受信者を特定しないが、[60] 文書末尾にある受信者の押字は、テキストF・64・66に見た第七将将官のものと一致する。

91

孫継民二〇〇九は宛先を将領・団練とするのみで特定していない。[61] 将帥を意味する将領については、24＋77と48[62]に「将領潘大夫」とあり、さらにこの潘大夫は83＋27[63]には「第七正将潘大夫」とあり、第七将将官と目されるので、91の宛先将領は第七将将官で団練使を兼任していたと考えられる。

さらに、受信者ではなく発信者についての誤解もいくつか気づいたので、以下にまとめる。

69

孫継民氏は、本文の筆致は37と同一と判断し、そこから文書発信者を徳靖寨としているが、[64] 図版からも明らかなように両者は同筆ではない。文書中に発信者・受信者を特定する手がかりが無いため、**表3**ではいずれも不明とした。

86・109＋55

孫継民氏は発信者を特定しないものの、55[65]および86[66]に見える発信者の押字は鄜延路都総管司が第七将に宛てた劄付26[67]・65[68]と同一である。

103・107・108

「叙録」は103・107に押された官印を「鄜延路／司之印」と読む。[69] 孫継民氏はそれに基づき107の発出主体を鄜延路司とし、一方で107と同筆の108については鄜延路経略安撫使と判定している。[70] ただし107末尾に見える発信者の墨印は103のものと同一であり、これらの墨印は「策應環慶路軍馬」と読めるため、三点の文書の発信者はいずれも策応環慶路軍馬と見るべきである。なお108の筆致は、107よりもむしろ同じ策応環慶路軍馬が第七将宛てに発した牒式文書36[71]のそれに近い。

このほか**表3**で注意すべき文書は、以下の二点である。

49〔表2―(1)〕

政和八年（一一一八）に尚書吏部が出した奏状式の上申文書で、紀年を有する「宋西北文書」の中で最も古い。内容は、武功大夫の趙進忠が保安軍所属の実子張誠徳を承節郎に補任するよう請願した案件を、吏部が具申したものである。ただしこの奏状式文書は、孫継民氏が指摘するように張誠徳が原本を筆写した副本であり、その筆致は張誠徳が靖康元年（一一二六）に上申した申状式文書33と同じである。[72] 張誠徳が所属する保安軍は、近藤氏が第七将の所在地の一つに挙げており、この文書は第七将にて保管されていた可能性がある。

66

第二章第三節に引用したこの帖式文書は、蕪玘なる人物を部隊に送り届けるので併せてその結果を文書により報告せよ、という第七将から漢弓箭手第三十一指揮に送った帖式文書（略式の命令文書）であった。通常は、官文書は宛てられた官司・官人が保管するものであり、この場合第三十一指揮がそれに該当する。ただし、宋代の帖の実例は乏しいために実態は明らかにされてはいないものの、唐代の例に照らせば、66は最終的に第七将に返されたと考えられる。唐代帖式文書を分析した荒川正晴氏によれば、帖式文書とは人の呼び出しや物品滞納の督促、もしくは人畜・物品の徴発に関わって発出されるものだが、同時に、そのような命令を周知徹底させるのみならず、通行証としての役割も併せ持っていたとされる。[73] 荒川氏の提示された唐代トゥルファン文書の実例では、通行証としての帖式文書は宛先側が保持し続けたケース（81SAT:2「唐西州下寧戎・丁谷寺等帖為供車牛事」）もあるが、徴発した物品とともに帖の発出元へ移動したもの（書道博物館所蔵文書「唐天宝三歳（七四四）前後交河郡蒲昌県帖」）もある。66は、李懐が第七将と第三十一指揮との間を移動するにあたり、彼の移動を保証する通行証としても機能し、発出元である第七将に持ち帰られたと想定される。

以上、**表3**からは、宛先が判明する文書は全て、第七将に到来した或いは第七将内部で授受されたものであり、前述の伊藤氏の説を完全に裏付ける。すなわち「宋西北文書」は、延安府または同地にあった鄜延路経略安撫使の官衙に保管されていたのではなく、他司から

第七将に到来した文書、そしてその案件を処理するために第七将内部で作成された内部文書の集合体であり、ここに第七将が発付しその管轄領域を越えて送られた文書は存在しないのである。

さらに、この結論を踏まえて「宋西北文書」の来歴をめぐる議論を振り返ると、「宋西北文書」と西夏語『維摩詰所説経』の紙背文書Инв No. 709及びИнв No. 2559とを一括りして、文書群が西夏に流出した年代の上限をИнв No. 709・Инв No. 2559の一一三二年（阜昌三年）に求める見解も若干の修正が求められる。なぜならば、Инв No. 709とИнв No. 2559の文書作成者は、ともに秦鳳路下の会州に属する第七将の官員で、前者の宛先は秦鳳路経略安撫使司となっているからである。同じ第七将とはいえ、この二文書と鄜延路第七将の「宋西北文書」とはその出自が全く異なるため、同時期に西夏側が両者を入手した可能性は低いであろう。とすれば、「宋西北文書」が第七将の官司より持ち去られた時期の下限は、85の一一三一年（阜昌二年）八月一五日以降に求められよう。

おわりに

本稿は、ロシア蔵カラホト出土文書「宋西北文書」のうち、「検文書」と筆者が名付けた一群の史料に着目し、これらが従来述べられてきたような、鄜延路に置かれた各種官庁や軍事機関で授受された官文書の草稿では無く、鄜延路第七将が受領した官文書の事務処理を進める上で作成された案巻の調書部分にあたることを明らかにした。さらに、「宋西北文書」全文書についても発信者・受信者の特定作業を行い、この史料群全体が第七将に到来或いは第七将内部で授受された文書で構成されていること、「宋西北文書」は元来第七将で保管されていた書類群であったことを検証した。「宋西北文書」の来歴をめぐる議論に大きく踏み込むことはできなかったものの、以上の結論は、文書の内容、第七将関係機関との文書伝達の在り方など、「検文書」以外の「宋西北文書」の検討に寄与するものである。

また、「宋西北文書」が全て第七将に帰属するという本稿の結論は、文書の分析によりミクロな視点を要求する。「宋西北文書」の史料的重要性については本稿冒頭に述べたとおりであるが、メンシコフ氏や孫継民氏らはさらにこの史料群は、策応環慶路軍馬や御前会合軍馬入援所(74)などの史籍に見えない軍事活動や、司法制度、官文書制度などの大テーマの解明にも繋がると強調する。(75) 確かに、数量が乏しくさらに記述内容が錯綜する同時代の典籍史料には無い貴重な情報が「宋西北文書」には含まれており、これらのテーマへの貢献が期待さ

れよう。しかしその反面、「宋西北文書」は第七将内部に保管されていた書類であり、そこで扱われる案件は第七将とその近辺のごく狭い範囲に限られるはずである。まずは第七将の置かれた地点や、鄜延路軍政における第七将の果たした役割、さらに将兵制における将の運用体系や、その組織構造などの解明が、「宋西北文書」をさらに詳細に検討する上での今後の課題といえよう。

略号・参考文献（五十音順）

『俄蔵黒水城』＝俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所蔵黒水城文献』全一三巻，上海古籍出版社、一九九六―二〇〇七年。

「叙録」＝孟列夫・蔣維崧・白濱「叙録」『俄蔵黒水城』六、一―六六頁〔「宋西北文書」は四九―五九頁〕。

メンシコフ目録＝Л. Н. Меньшиков; фонд, П. К. Козлова; приложения составил Л. И. Чугуевский, *Описание китайской части коллекции из Хара-хото*, Москва: “Наука” Главная ред. восточной литературы, 1984〔中文訳：王克孝（訳）『黒城出土漢文遺書叙録』（西夏文献研究叢書）寧夏人民出版社、一九九四〕。

「訳注」（一）～（三）＝早稲田大学宋代史ゼミナール「『俄蔵黒水城文献』宋西北辺境軍政文書　裁判案件訳注稿（一）」『史滴』二五、二〇〇三年、七八―九九頁、「同（二）」『史滴』二六、二〇〇四年、七三―一二一頁、「同（三）――附　陝北調査日誌――」『史滴』二七、二〇〇五年、一八四―二二五頁。

赤木崇敏　二〇〇八　「唐代前半期の地方文書行政――トゥルファン文書の検討を通じて――」『史学雑誌』一一七―一一、七五―一〇二頁。

――――　二〇一二　「唐代官文書体系とその変遷――牒・帖・状を中心として――」平田茂樹・遠藤隆俊（編）『外交史料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書七）、汲古書院（近刊）。

荒川正晴　一九九七　「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』四九、一―一八頁。

――――　二〇〇九　「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋

文庫、二七一―二九一頁。
伊藤一馬　二〇一一　「北宋における将兵制成立と陝西地域――対外情勢をめぐって――」『史学雑誌』一二〇―六、三九―六一頁。
――――　二〇一二　「南宋成立期の中央政府と陝西地域――「宋西北辺境軍政文書」所見の赦書をめぐって――」『東方学』一二三、五四―六九頁（近刊）。
岩井大慧　一九四一　「宋代経済文書断簡零葉」和田清（編）『加藤博士還暦記念　東洋史集説』冨山房、一三三―一六六頁、図版三。
梅原　郁　一九八五　『宋代官僚制度研究』同朋舎。
遠藤隆俊　二〇〇二　「宋代中国のパスポート――日本僧成尋の巡礼――」『史学研究』二三七、六〇―八六頁。
王　曽瑜　二〇一一　『宋朝軍制初探（増訂本）』中華書局〔初版：『宋朝兵制初探』中華書局、一九八三年〕。
金子和正　一九五七　「白氏六帖事類集紙背の宋代公牘断簡」『天理図書館報　ビブリア』八、四三―四八頁。
金　成奎　二〇〇〇　『宋代の西北問題と異民族政策』汲古書院。
熊原政男　一九五七　「金沢文庫所蔵宋代文書に就て」『天理図書館報　ビブリア』九、三五―三六頁。
小林隆道　二〇〇九　「宋代「備准」文書と情報伝達――朱熹『紹熙州県釈奠儀図』「文公潭州牒州学備准指揮」の分析から――」『九州大学東洋史論集』三七、五八―九二頁。
近藤一成　二〇〇五　『黒水城出土宋代軍政文書の研究』平成一五年・一六年度科学研究費補助金　基盤（C）（2）研究成果報告書、早稲田大学。
坂尻彰宏　二〇〇二　「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』一一一―一一、五七―八四頁。
孫　継民　二〇〇四　「黒水城宋代文書所見蔭補擬官程序」『歴史研究』二〇〇四―二、一七四―一七九頁〔再録：孫継民二〇〇九、二九五―三〇五頁〕。
――――　二〇〇六　「俄蔵黒水城宋代文書所見宋高宗建炎二年（一一二八年）王庶被拘事件」姜錫東・李華瑞（編）『宋史研究論叢』七、河北大学出版社、二二二―二三五頁〔再録：孫継民二〇〇九、三二一―三三二頁〕。
――――　二〇〇七　「俄蔵黒水城文献宋代小胡族文書試釈」『中華文史論叢』二〇〇七―二、三一七―三四三頁〔再録：孫継民二〇〇

九、三三三―三四三頁〕。

――――　二〇〇九　『俄蔵黒水城所出《宋西北辺境軍政文書》整理与研究』中華書局。

孫　継民・張　春蘭　二〇〇五　「俄蔵黒水城宋代「御前会合軍馬入援所」相関文書考釈」『出土文献研究』七、三一九―三三一頁〔再録：孫継民二〇〇九、三〇六―三二〇頁〕。

孫　継民・陳　瑞青　二〇〇六　「試釈幾件俄蔵黒水城宋鄜延路公文草稿」『西夏学』一、九一―九八頁〔再録：孫継民二〇〇九、三四四―三五八頁〕。

竺沙雅章　一九七三　「漢籍紙背文書の研究」『京都大学文学部研究紀要』一四、一―五四頁。

張　春蘭・陳　瑞青　二〇〇四　「《宋建炎二年（一一二八年）徳靖寨牒某指揮為招収延安府脱身官兵事》考釈」『延安大学学報（社会科学版）』二〇〇四―六、一二五―一二八頁。

陳　瑞青　二〇〇六　「黒水城所出宋代統制司相関文書考釈」『敦煌学輯刊』二〇〇六―三、六七―七一頁。

――――　二〇〇八　「開創黒水城宋代文献研究的新局面」『中国史研究』二〇〇八―四、二五―二九頁。

内藤乾吉　一九六〇　「西域発見唐代官文書の研究」『西域文化研究 第三 敦煌吐魯番社会経済資料（下）』法蔵館、九―一一一頁、口絵二、図版九〔再録：『中国法制史考証』有斐閣、一九六三年、二二三―三四五頁、図版六〕。

白　濱　二〇〇三　「《俄蔵黒水城文献》中的宋代文献」張其凡・范立舟（主編）『宋代歴史文化研究（続編）』人民出版社、三九四―四〇六頁。

平田茂樹　二〇〇七　「宋代地方政治管見――箚子、帖、牒、申状を手掛かりとして――」『東北大学 東洋史論集』一一、二〇七―二三〇頁。

――――　二〇〇九　「宋代文書制度研究的一個嘗試――以「牒」、「関」、「諮報」為線索」『漢学研究』二七―二、四三―六五頁。

楊　倩描　二〇〇七　「黒水城宋代軍政文書与宋史研究――以鄜延路為中心」『河北学刊』二〇〇七―四、九五―九八頁。

李　華瑞　二〇一〇　『宋夏関係史』中国人民大学出版社〔初版：河北人民出版社、一九九八年〕。

李　昌憲　一九九二　「宋代将兵駐地考述」『大陸雑誌』八五―五、九―一八頁。

注

（1）本稿執筆にあたって、「宋西北辺境軍政文書」の基礎情報、宋代陝西地域、さらに当該地域を中心に施行された宋代軍制の一である将兵制について、本学博士後期課程の伊藤一馬氏のご教示を得た。ここに記して深謝したい。

（2）ロシア科学アカデミー東方文献研究所には「宋西北文書」以外に、Инв No. 709「阜昌三年（一一三二）秦鳳路第七将権会州馮請発遣状」［『俄蔵黒水城』六、二八六頁］とИнв No. 2359「阜昌三年本路第七将呈状」［『俄蔵黒水城』六、三〇一頁］の宋代官文書二点がある。これらも陝西地域の軍政に関わるものだが、まだ実見しておらず本稿では検討の対象に含めない。

（3）竺沙一九七三、上海市文物管理委員会・上海博物館（編）『宋人佚簡』上海古籍出版社、一九九〇年。また竺沙氏によれば、同氏以前に日本国内に伝存する宋代紙背文書に言及した研究として、岩井一九四一、金子一九五七、熊原一九五七がある。

（4）メンシコフ目録。一九九四年に王克孝氏による中文訳『黒城出土漢文遺書叙録』［西夏文献研究叢書、寧夏人民出版社］が公刊された。

（5）孫継民・陳瑞青二〇〇六。本論文は孫継民二〇〇九、三四四―三五八頁に再録されている。

（6）以上の陝西地域の歴史については、白濱二〇〇三、四〇三―四〇四頁、「訳注」（一）、八一―八二頁、近藤二〇〇五、五―六頁、李華瑞二〇一〇、八二―八九頁などを参照。

（7）将兵制とは、神宗期（一〇六八～一〇八四年）に成立した地方軍事制度の一で、二、三〇〇〇人から最大で一万人程度を一団とする軍事単位「将」を各路に複数設置した。陝西地域における将の展開状況については、李昌憲一九九二、一一―一三頁、金成奎二〇〇〇、二二四―二三四頁、李華瑞二〇一〇、一〇八―一一〇頁、王曽瑜二〇一一、一一四―一二九頁が、将兵制の成立及び整備の次第については最新の研究、伊藤二〇一一が詳しい。

（8）「訳注」（一）、八〇頁、近藤二〇〇五、四頁、孫継民二〇〇九、前言一一頁。漢籍史料には鄜延路に九将が置かれたとするが、既に先行研究の指摘するとおり「宋西北文書」には鄜延路第十将隊将楊忠興という人物も現れるため、北宋末には十以上の将が鄜延路にあった。

（9）李昌憲一九九二、一一頁、「訳注」（一）、八六頁、近藤二〇〇五、三一頁、楊倩描二〇〇七、九六頁。

（10）策応とは、他方面において作戦を展開し友軍と呼応するの意。「宋西北文書」では鄜延路第七将に対して「策応環慶路軍馬」なる援軍の選抜と

派遣をしきりに催促する文言が散見されるが、これは鄜延路から西隣の環慶路へ分遣する救援軍と考えられる。本テキストと同一事件を扱うテキストBでは「策応人馬」が「策応環慶路人馬」とあるため、環慶路へ送る援軍と解した。

(11) 宋代には節級・職級・典級・推級・庫級・斗級など胥吏名に級を付けたものが頻出するが、あるまとまったグループに職階差がある場合に級を付けた［梅原一九八五、六一〇頁、注一三七］。ここの曹級とは、事務局の吏員である曹司に級を付したもので、文書本文で問題となっている宋千・王順らを指すと解した。

(12) 「押教曹案」そのものは典籍に見えないが、後述の40（テキストF）や85（I）には「兵案」という語が現れる。この案は文書行政においては事務処理の書類一般を指す用語だが、一方で宋代では官司内の部局の名称にも用いられる。ここでは後者の意で解した。

(13) 『俄蔵黒水城』六、二二四頁、孫継民二〇〇九、一一八頁。

(14) 『俄蔵黒水城』六、二一五、二三五頁、孫継民二〇〇九、一〇一、一四四―一四五頁。

(15) 『俄蔵黒水城』六、一七一頁、孫継民二〇〇九、一五頁。

(16) 『俄蔵黒水城』六、一八四頁、孫継民二〇〇九、四〇頁。

(17) 蕃官（宋により官職を与えられた熟戸蕃部の首領）への俸禄支給などを掌る吏員を指す［「訳注」（三）、一八八頁］。

(18) 『北宋経撫年表・南宋制撫年表』中華書局、一九八四年、二〇九頁。

(19) 『宋史』巻一九一、兵志五、四七五三頁［中華書局版］。小胡族の居住地に関する考察は、孫継民二〇〇七＝二〇〇九、三三七頁を参照。

(20) さらに建炎元年から二年まで権陝西制置使を兼務しており、「宋西北文書」には「制置経略待制」としても現れる。彼はこのほかに集英殿修撰・節制陝西六路軍馬をも兼ねていた［張春蘭・陳瑞青二〇〇四、一二六頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三四六頁］。

(21) 張春蘭・陳瑞青二〇〇四、一二六頁、孫継民二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三二七―三二八頁、孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三四六頁。

(22) 本文書の他に7・64・87にも通慶城の名前が見え、保安軍下にある城塞で、第七将の副将が率いる部隊が駐屯していたことが窺える。また『宋史』巻八七、地理志三、陝西路永興軍路保安軍条［二一四八頁、中華書局版］より、近藤氏が第七将所在地の候補地の一つとする金湯城の北六〇里の地点にあったことがわかる。

(23)『俄蔵黒水城』六、二〇〇頁、孫継民二〇〇九、七一―七二頁。

(24)『俄蔵黒水城』六、二二三頁、孫継民二〇〇九、一一六―一一七頁。

(25)陳瑞青二〇〇六、六八―六九頁。

(26)印文や寸法は不明だが68・71・80・90にも長方形印が見える。また、唯一印文の判明したものでは、55に「鄜延路經總両司□(官)□使」（縦一一・〇cm×横一・七cm）がある。

(27)『宋史』巻一六二、職官志二、宣徽南院使・北院使条、三八〇六頁、『宋史』巻一六二、職官志二、塩鉄使条、三八〇八頁［中華書局版］。

(28)孫継民二〇〇九、一六〇頁はこの残画を押字としている。

(29)孫継民二〇〇六＝二〇〇九、三三一―三三二頁。

(30)屈軽は、小胡族など諸部族による上申文書101番に、文書起草者として「承節郎権乩名族火捺屈軽」とある。また、乩名族の居住地は志丹県南境と考えられる［孫継民二〇〇七＝孫継民二〇〇九、三三六―三三七、三四一頁］。

(31)孫継民二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三二四、三三一頁、孫継民二〇〇九、四二頁。

(32)孫継民・陳瑞青二〇〇六＝孫継民二〇〇九、三五五―三五七頁。

(33)『春明退朝録』巻下（唐宋史料筆記）中華書局、一九八〇年、四三頁。同一の記事は以下の諸史料にも見える。『夢溪筆談逸文』故事条「凡公家文書之藁、中書謂之草、枢密院謂之底、三司謂之検。州県亦通名検。今秘府有梁朝宣底二巻、即正明中崇政院書也。『検』即州県通称焉」［『夢溪筆談』岳麓書社、二〇〇二年、二六五頁］。『海録碎事』巻一二、簿書門条「草底検、凡公文、中書謂之草、枢密院謂之底、三司謂之検。秘府有梁朝『宣底』三巻、即正明中崇政院書也」［中華書局、二〇〇二年、六五六頁］。『宋朝事実類苑』巻三二、公家文書藁異名条「凡公家文書之藁、中書謂之草、枢密院謂之底、三司謂之検。今秘府有梁朝宣底二巻、即正明中崇政院書也。検即州県通称焉。〔已上並筆談〕」［中華書局、一九八一年、四一一頁］。『錦繡萬花谷』前集巻三九、草底条「凡公家文書之藁、中書謂之草、枢密院謂之底、三司謂之検。州県亦通名検。〔筆談〕」［『北京図書館古籍珍本叢刊』七三、五二二頁］。

(34)例えば、長安三年（七〇三）に括逃使から敦煌県に宛てた牒式文書（大谷二八三五）には、脱字・加筆訂正がある。大谷二八三五の詳しい解説は内藤一九六〇、一二―二一頁を参照。また「宋西北文書」については、加筆（4・16）、誤字（7・15・50）、衍字（59）が確認できる。

詳細は孫継民二〇〇九の該当頁を参照。

(35) 宋代官文書の書式及びそれに関連する文書行政の在り方については、遠藤二〇〇二、七七―七八頁、平田二〇〇七、二二五―二二七頁、赤木二〇〇八、九六―九七頁、小林二〇〇九、七三―八三頁、平田二〇〇九、赤木二〇一二（近刊）も参照。

(36) 図版は『俄蔵黒水城』六、二二七頁。録文は孫継民二〇〇九、一二三―一二四頁を参照。なお、「宋西北文書」には、本文書を含めて靖康二年四月から七月（同年五月に建炎元年に改称）にかけての文書が集中して残っており［孫継民二〇〇九、二四七―二五三頁参照］、しかも対西夏戦で一敗地に塗れた宋軍が敗残兵をかき集めて再起を図ろうとする次第や、逃兵をめぐる関係各機関の文書伝達のあり方など史書には見えない事実が窺え、実に興味深い史料群ではあるが、本稿の主旨から逸れるためこれ以上は立ち入らない。

(37) 孫継民二〇〇九、一二三頁の録文では「将」字の上に二文字分の欠落があると推定する。申状式文書の冒頭行の発出主体名や本文は、料紙上端から書き始めるきまりだが、本文書の一行目（発出主体）、四―六行目（本文）は行頭に一文字分の欠落しかない。そのため、九行目「将」字の上にも一文字分の余裕しかなく、ここには文書内容から推して「副」があったと判断した。

(38) 図版は『俄蔵黒水城』六、二二九頁を参照。録文は孫継民二〇〇九、一二七頁に基づいたが、原文書調査の上、孫録文を一部改めた。

(39) 「叙録」五五頁は「鄜延路／鄜州軍／司之印」と読み、孫継民氏もこれ従う［孫継民二〇〇九、一二七頁］。印文の第二行目を「第七将」と読み替えたのは伊藤一馬氏の功績であり、筆者も伊藤氏とともに原文書を実見してそれを確認した。

(40) 孫継民二〇〇九、一二七頁の文書表題では「申状」となっている。

(41) 坂尻二〇〇二、六六頁。このほかに坂尻氏は、文頭と紙縫上に押印するものは多くが帳簿類であり、文頭の官職名と文末の日付にそれぞれ複数個押印するものは告身文書であると指摘している。坂尻氏が明らかにした漢文文書の機能と押印方法との相関関係は、管見の限りでは、唐代前半期のトゥルファン出土漢文文書や宋元代のカラホト出土漢文文書にもほぼ適用されるようであり、このような形式的特徴は漢文文書の伝統として後代へ踏襲されてゆくと考えられる。

(42) 長沢規矩也・中島敏『静嘉堂文庫書蔵　慶元條法事類』古典研究会、一九六八年、二三六頁。

(43) 同様に宣和七年（一一二五）正月に鄜延路第七将の副将が上申した75には「准けたる第七将の牒に……」とある［『俄蔵黒水城』六、二三八頁、孫継民二〇〇九、一四四頁］。

(44) 図版は『俄蔵黒水城』六、一七七頁を参照。なお録文は、孫継民二〇〇九、二五頁を実見の上一部改めた。

(45) 『俄蔵黒水城』六、二四八頁、孫継民二〇〇九、一六一頁。

(46) このほかに1と3がある。これらはそれぞれ半紙に裁断した二枚の料紙を貼り継いでおり、明らかに「宋西北文書」が西夏に流入した後に印刷用の用紙として接合されたものである。

(47) 長沢規矩也・中島敏『静嘉堂文庫書蔵　慶元條法事類』古典研究会、一九六八年、二三一頁。

(48) メンシコフ目録、三九頁（中文訳、二一頁）。

(49) 白濱二〇〇三、四〇三—四〇四頁。

(50) 「訳注」（一）、八一—八二頁、近藤二〇〇五、五—八頁。

(51) 孫継民二〇〇九、前言九—一〇頁。

(52) 楊倩描二〇〇七、九六頁。

(53) 陳瑞青二〇〇八、二九頁。『金史』巻五〇、食貨志五、一一一四頁［中華書局版］に、蘭州・保安［軍］・綏德［軍］の三箇所に大定十七年（一一七七）まで榷場を設置したとある。

(54) 伊藤二〇一二、六七頁、注二〇。なお、この例外とは前掲66である。

(55) 『俄蔵黒水城』六、一六八頁、「訳注」（三）、一九三—一九七頁、孫継民二〇〇九、八—九頁。

(56) 『俄蔵黒水城』六、一八七、二四〇頁、孫継民二〇〇九、四六—四七、一四八—一四九頁。

(57) 『俄蔵黒水城』六、二五五頁、孫継民二〇〇九、一七四—一七五頁。

(58) 陳瑞青二〇〇六、六八—六九頁。

(59) 『作邑自箴』巻五、規矩条、二二葉右「一応行文字簽押用印円備方得発出」［四部叢刊広編、商務印書館、一九八一年］、『慶元條法事類』巻一六、文書門一、文書、文書令条「諸官文書皆印年月日、及印封」［長沢規矩也・中島敏『静嘉堂文庫書蔵　慶元條法事類』古典研究会、一九六八年、二三二頁］。

(60) 『俄蔵黒水城』六、二三一頁、「叙録」五五頁、孫継民二〇〇九、一三〇—一三一頁。

(61)『俄蔵黒水城』六、二五四頁、孫継民二〇〇九、一七二―一七三頁。
(62)『俄蔵黒水城』六、二一一頁、孫継民二〇〇九、九三―九四頁。
(63)『俄蔵黒水城』六、一九〇、二四六頁、「訳注」(二)、一一六―一二一頁、孫継民三〇〇九、五二―五三、一五八―一五九頁。
(64)『俄蔵黒水城』六、二〇〇、二三二頁、孫継民二〇〇九、七一、一三二頁。
(65)『俄蔵黒水城』六、二一八頁、孫継民二〇〇九、一〇六―一〇七頁。
(66)『俄蔵黒水城』六、二四九頁、孫継民二〇〇九、一六三―一六四頁。
(67)『俄蔵黒水城』六、一八九頁、孫継民二〇〇九、五一頁。
(68)『俄蔵黒水城』六、二二八頁、孫継民二〇〇九、一二五―一二六頁。
(69)『俄蔵黒水城』六、二六六、二七〇頁、「叙録」五九頁、孫継民二〇〇九、一九五、二〇一―二〇二頁。
(70)『俄蔵黒水城』六、二七一頁、孫継民二〇〇九、二〇三―二〇四頁。
(71)『俄蔵黒水城』六、一九九頁、孫継民二〇〇九、六九―七〇頁。
(72)『俄蔵黒水城』六、一九六、二一二頁、孫継民二〇〇四＝孫継民二〇〇九、二九七頁、孫継民二〇〇九、六三―六四、九五―九六頁。
(73)荒川一九九七、五頁、荒川二〇〇九、二七二―二七四、二八二―二八四頁。
(74)御前会合軍馬入援所とは、靖康元年閏十一月の開封陥落の報を受けて、陝西五路宣撫使の范致虚が、開封救援を目的として中央の命に依らず独自に組織した軍団を指す。この組織は南宋成立後の建炎元年七月まで存続した［孫継民・張春蘭二〇〇五、三二七―三三〇頁］。最新の研究、伊藤二〇一二も参照されたい。
(75)孫継民二〇〇九、前言一〇―一三頁。

【付記】本稿は日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究（B）：課題番号22720271）による研究成果の一部である。

宋代“检文书”攷——《宋西北边境军政文书》的性质——

赤木 崇敏

《宋西北边境军政文书》(以下简称《宋西北文书》) 是对1909年俄国探险家科兹洛夫在额经纳旗黑水城遗址发现的被书写于西夏语韵书《文海》与《文海杂类》纸背的109点宋代官文书的总称。《宋西北文书》具有十分珍贵的价值，不仅仅是因为其内容涉及位处西北边境的陕西地区的军事活动，更因为在其所记载的1118年（北宋政和8年）～1131年（伪齐阜昌2年＝南宋绍兴元年）狭窄时间段中，这些文书是为数不多的存世例证。另外，由于敦煌文献、吐鲁番文献集中呈现了4～8、5～11、13～14世纪的文书样貌，所以保留了12世纪前半文书样貌的《宋西北文书》，正好填补了史料群年代上的缺失，因此格外受到注目。甚者，从笔者目前所进行的唐代文书行政研究的角度上来看，此史料群在考察唐代的官文书和情报处理、传递系统如何被有宋一代所继承的问题上，也具备重要史料价值，绝不能被简单略过。

本论文着重探讨被孙继民氏、陈瑞青氏推断为“官文书草稿”的一系列文书。由于此文书群在开头处有着把“检”字放大书写的特征，所以在本论中称呼此类文书群为“检文书”。另外，在文中，笔者不仅再次探讨了文书的书写形式及其功能，更对《宋西北文书》的整体性质和来历进行了分析。

首先，在探讨“检文书”的书式、发信者、收信者的基础上，得出了“检文书”并非如同先行研究所指出的那样，是来往于诸多官司和官吏之间的文书或其草稿，而是第七将为了处理其内部事务而制作的一系列官司内文书的结论。并且认为，书写于文书开头处或者是文书制作人之后的“检”字，表示出了已经调查了文书内容的含义。

继而，根据以上考察结果，在调查分析了“检文书”之外的能够判明收信者的全部文书之后，我们可以得出这些文书都是寄到第七将或者是在第七将内部流通之物的结论。换而言之，《宋西北文书》并非像之前所说的，是延安府或鄜延路经略安抚使司保管、存放的文书群，而是从其他官司发往第七将的，或者是第七将在其内部制作的为了处理相关案件的内部文书群。

以上研究结论，不仅能对文书的内容，或是与相关机构之间的文书传递方式提供进一步的讨论空间，更能对“检文书”之外的《宋西北文书》提供具有参考价值的研究信息。